

# 「いじめ」の理解と対応

—いじめのない学校を目指して—

平成19年9月

栃木県教育委員会



## はじめに

学校は、児童生徒一人一人が生涯にわたって、心豊かに、主体的・創造的に生きていくことができる資質を培い、集団活動を通して、社会の形成者として必要とされる能力や態度を育てる場であります。

しかしながら、このような場である学校においていじめによる被害に苦しむ児童生徒がいることを、教育に携わる教職員として、重く受け止めなければならないと同時に、その解決に向け、全力で取り組んでいく必要があります。

本県では、これまでもいじめに関する指導資料やリーフレットを作成し、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に基づき、いじめられている児童生徒の立場に立って親身になって援助を行うことなどを基本として、いじめ問題の解決に取り組んでまいりました。しかし、急激な社会変化を背景として児童生徒の実態も大きく変化しており、いじめの態様などにも変化が生じ、新たな課題も見られるようになりました。

本資料は、このような状況を踏まえて、いじめ問題への組織的対応や児童生徒が自らいじめを解決できる力の育成、保護者や関係機関との連携等、改めて学校における対応の基本についてまとめたものであります。

各学校においては、本資料を積極的に活用し、いじめの未然防止、早期発見・対応及び早期解決など、いじめ根絶に向け取り組むようお願いいたします。

平成19年9月

栃木県教育委員会教育長 平 間 幸 男



## 目 次

本書の活用について	1
いじめとは	2
1 いじめの定義	
2 いじめの構造と動機	
3 いじめに対する基本的な考え方	
いじめの態様	4
いじめのサイン	6
1 いじめられている子のサイン	
2 教室でのサイン	
3 いじめている側のサイン	
組織的対応・指導体制	8
1 未然防止・早期発見のための指導体制	
2 緊急時の組織的対応（基本）	
子どもへの対応	10
1 いじめられている子への対応	
2 いじめている子への対応	
3 周りの子たちへの対応	
保護者との連携	12
1 普段からの連携	
2 いじめが起こったとき	
いじめ対応の失敗事例	14
1 いじめのサインへの対応が不十分だった事例（小学校）	
2 指導体制を生かせなかった事例（中学校）	
3 学級担任と養護教諭との連携が不十分だった事例（高等学校）	
<u>コラム ネットいじめへの対応</u>	17
いじめと自殺	18
1 自殺企図が危惧される場合	
2 自殺のサイン	
3 自殺したいと打ち明けられたら	
4 自殺を防ぐには	
アンケート・チェックシート	20
1 いじめの実態を把握するためのアンケート例	
2 いじめに関する自己チェックシート例	
3 よりよい学級づくりに向けてのアンケート例	

いじめの予防	24
1 道徳教育の充実	
2 特別活動の充実	
3 「いじめ撲滅週間」等の取組例	
<u>コラム いじめの予防と学級経営</u>	31
いじめと発達課題	32
1 発達課題のとらえ方	
2 発達課題に係る資料	
3 資料の活用について	
4 人間関係を構築する能力を育成するために	
5 発達段階ごとに育成することが期待される能力や態度	
いじめ点検票	34
1 学校用 いじめ問題への取組チェックポイント	
2 教職員用 いじめ問題への取組チェックポイント	
3 教育委員会用 いじめ問題への取組チェックポイント	
いじめへの取組例	40
1 早期発見・早期対応のための日常的な取組	
2 いじめが起こった際の対応	
3 まとめ	
主な参考文献	43

## 本書の活用について

### 1 作成の目的

教職員一人一人が、いじめ問題についての対応の基本や子どもたちに自らいじめを解決する力をはぐくむための指導の在り方を理解し、それらの着実な実践を通して、いじめ問題の解決を図るために本書を作成した。

### 2 資料の内容

これまでに県教育委員会で作成した資料等を踏まえ、具体的事例をできる限り取り入れることにより、学級担任を中心に、最低限理解しなければならない内容について掲載した。

### 3 資料の構成と活用上の留意事項等

#### (1) 構成

全項目を見開きで構成した。また、図や表を使うことにより、分かり易くなるよう工夫した。

#### (2) 活用例

- ・ 教職員一人一人が、自己研鑽のための資料として
- ・ 学校全体で指導方針作成等の資料として
- ・ 生徒指導主事（児童指導主任）が中心となって行う校内研修資料として
- ・ いじめ発生時の対応をチェックする資料として
- ・ アンケートなど実態把握の材料として
- ・ 教材作成の資料として

#### (3) 活用上の留意事項

本資料は、県教育委員会事務局学校教育課児童生徒指導推進室のホームページにも掲載する。各学校では、ダウンロードし、必要に応じて内容を加えるなどして活用していただきたい。



# いじめとは

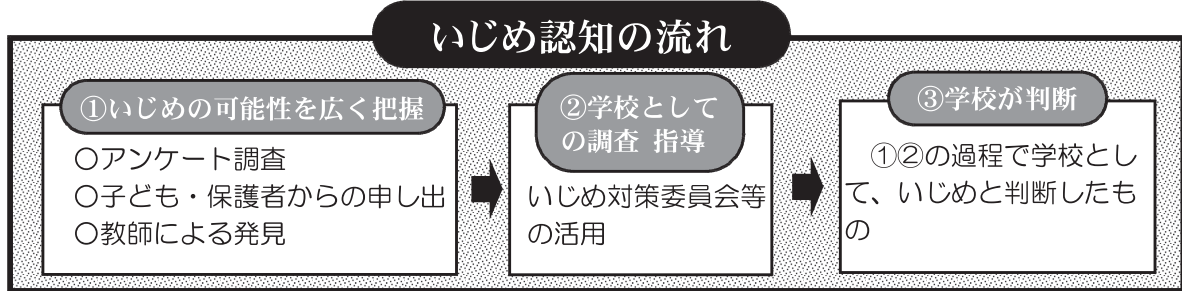
## 1 いじめの定義

### (1) 文部科学省の定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」である。

### (2) 本県としてのいじめ認知の考え方

本来、いじめか、いじめでないかは、人により感じ方、とらえ方が様々であり、判断が非常に難しいものもある。大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる可能性のあるすべての事例に対して適切に対応することであると考えている。本県では、調査上、いじめの実態を把握するために一定の基準が必要であり、いじめ認知までの流れを次のようにとらえている。



## 2 いじめの構造と動機

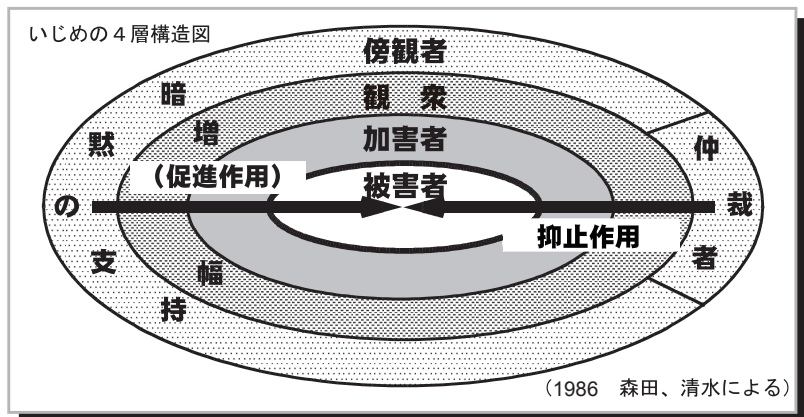
### (1) いじめの構造

いじめは、いじめる子どもといじめられる子どもだけに目が注がれがちであるが、「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。

「観衆」… いじめをはやし立てておもしろがって見ている子どもたちであり、明らかにいじめを支持する層である。

「傍観者」… 見て見ぬふりをしている子どもたちであり、自分へのいじめの広がりや恐れ、いじめている子どもへの服従の態度を示すなど、いじめを黙認する存在である。

右図に示すように、観衆や傍観者がいじめを否定的にとらえれば抑止作用となり、いじめは沈静化に向かうが、黙認すれば促進作用となりいじめは一層激しさを増す。





## (2) いじめの動機

いじめの動機は、例えば次のように分類することができる。

- ① 仲間求め（友人〈仲間〉を求めている）
  - ② 欲求不満（欲求不満があり、そのいらいらを晴らしたい）
  - ③ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
  - ④ 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
  - ⑤ 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
  - ⑥ 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
  - ⑦ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい、近寄らせたくない）
  - ⑧ 同調性（強いものに追従してしまう、数の多い側に入りたい）
- （「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」東京都立研究所(H10.3)より要約引用）

## 3 いじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめは絶対に許されない行為

教師は「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立って、この問題に取り組まなければならない。「いじめは必要悪である」「いじめられる方にも悪い点がある」などの考えは一切否定されるべきものである。

#### 基本

- ① 教師は「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- ② いじめられている児童生徒の立場に立ち、親身になって援助を行う。
- ③ 社会で許されない行為は子どもでも許されないという毅然とした態度でいじめの問題に臨む。
- ④ 行為としては軽微なものであっても、その本質を見抜くことが大切である。

### (2) いじめ発生の可能性

「自分の学級にはいじめはない」「あの子どもに限って」などの思い込みは、いじめ発見の機会を見逃すだけでなく、対応を遅れさせたり問題をこじれさせたりすることにもつながる。

ストレスのはけ口としてのいじめが行われたり、いじめる側といじめられる側とが逆転したりすることもあることなどから、すべての子どもがいじめる側にもいじめられる側にもなり得るととらえるべきである。

#### 基本

- ① いじめはどの学校、どの学級にも起こり得る。
- ② どの子どももいじめる側、いじめられる側になり得る。

### (3) いじめ問題を解決できる力の育成

いじめが起こった場合、まず、いじめの解決に向けてどのように取り組むか、その後、何を指導、援助していくかが大切である。

いじめの発生は、加害者と被害者の関係だけで起こるのではなく、学級の雰囲気の影響も大きい。そのため、いじめをさせないという人権に配慮された環境づくりに心がけるとともに、何よりも、自分たちでいじめ問題を解決できる力を育成することが大切である。

# いじめの態様

子どもたちの中で起こりがちないじめには以下のような態様がある。子どもたちの発達段階を踏まえた対応が大切になる。

発達段階別発生傾向		男女別発生傾向	態様	具体像や特徴等	対応や未然防止のポイント	
小学校	中学校					
低	中	高	学	校		
←→			男女とも	<b>悪口を言う</b>	あだなや「ばか」等同じ言葉を繰り返し、直接本人に言う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その都度指導する。</li> <li>・学級で言ってはいけない言葉を指導する。</li> <li>・欲求不満の表出や仲間求めのサインの場合もあるので、その場合は言語での感情表現を促す。</li> <li>・被害者には「先生に話してよかった」と安心感もてるよう配慮する。</li> </ul>
←→			男女とも	<b>叩く、ける</b>	単独でちょっかいを出すような行為が多い。	
←→			男女とも	<b>仲間はずれ</b>	「〇〇ちゃん遊ぼう」「〇〇ちゃんはだめ」等。	
←→			男女とも	<b>学童保育でのいじめ</b>	悪口を言ったり、叩くけるなどの行為。年長者が下をいじめるケースもある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握が難しい場面なので、学童保育への行き渋りや下校時の整列の様子を観察し、気になるときはすぐに情報を集め本人の話を聞く。</li> <li>・学童保育の職員や関係学年・学級の教職員と協力して指導し、見守り、再発がないかを折に触れ確認していく。</li> </ul>
←→			男女とも	<b>登下校班でのいじめ</b>	後ろから小石を投げたり、突いたりする。急に走り出して一人にしたり、荷物を持たせたりする。	
←→			女子に多い	<b>仲間はずれ</b>	数人で遊びにいれない等、休み時間等での仲間はずれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気の合う者同士で小集団が形成され違う雰囲気をもつ子などが排斥されがちな時期なので、様々なメンバーを変えた集団で活動させ、違いを受け入れ合う雰囲気をつくる。</li> <li>・“自由”によるグループ編成をしない。</li> <li>・「観衆」や「傍観者」に対しても抑止力になれるよう働きかける。</li> </ul>
←→			男子に多い	<b>殴る、けるぶつかる</b>	数人で رفتり、他の者が見ている状態で行ったりする。	
←→			男女とも	<b>スポーツ少年団等でのいじめ</b>	スポーツ少年団等での上手下手の力関係が、学校生活にも持ち込まれ、下手な子がいじめの対象になる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「〇〇さんは下手だ」等の保護者の日ごろの発言や保護者同士の人間関係が反映されているケースがあり苦慮するが、子どもたちへの指導は影響されることなく行う。</li> <li>・スポーツ少年団等との連携を図る。</li> </ul>
←→			男女とも	<b>物かくし</b>	筆入れや靴、上履きが多い。学年が進むとごみ箱や下水、トイレなど汚い場所への放置が増える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の卑怯さを訴える。</li> <li>・持ち物の管理、整頓を促す。</li> <li>・被害者の物を一時、預かる。</li> <li>・アンケート等を実施し加害者特定に努める。</li> <li>・教室移動は整列させて一斉に行う。</li> <li>・巡回指導を強化し、教師集団が注視していることを示す。</li> </ul>
←→			男女とも	<b>悪口を言うあざける</b>	数人でわざと聞こえるように言う。「死ね」「学校へ来るな」等の手紙を机等に入れる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別に事実確認し指導する。</li> <li>・スケープゴートの可能性もあるので、加害者達の力関係や緊張の状態を探り緩和する。</li> <li>・学級(学年・全校)で行為の卑怯さを訴える。</li> </ul>
←→			男女とも	<b>落書き物壊し</b>	持ち物の他、黒板や壁等への落書きも多い。入学時には自転車壊しや鍵の投げ捨てが目立つ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安易に他者の物をさわったり使ったりする傾向があるので、許可無く触れてはいけないとのマナー指導を行ったり、教室内外の環境整備をしたりして事前策を講じる。</li> <li>・加害者特定に努め、十分に反省させる。</li> </ul>
←→			女子に多い	<b>グループ内の仲間はずれ</b>	それまで一緒に行動していた仲良しグループ内での仲間はずれ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ内での親密さを競うことから起こることがある。教師が立ち会い、各々の言葉の不足や解釈の違いを補説しながら話し合わせる。</li> </ul>
←→			女子に多い	<b>集団全体での無視</b>	手紙やメール等で「〇〇を無視しよう」という指示がまわる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中の手紙書きの禁止や携帯電話の取り扱いについて指導する。</li> <li>・指示した者だけでなく、誘いにのってしまった者にも、「加害者」の認識をもたせて反省させる。</li> </ul>

発達段階別 発生傾向		男女別 発生傾向	態 場	様 面	具体像や特徴等	対応や未然防止のポイント
小学校	中 学					
	↔	女子に 多い	陰口	陰口を耳にした第三者が本人や周囲に話し、言った者がいじめの対象になったり、グループ間の対立になったりする。	・陰口の見られる集団には、定期的に陰口の有無等を問う調査を実施し予防に努める。 ・集団にストレスや緊張状態が見られるときは、ゲームなどを取り入れ、建設的に発散させる。	
	↔	男女とも	さける	その子の持ち物にさわりたがらない。 机を付けない。 清掃時に机を運ばない。	・教師自身がその子を大切にしていることを自ら示す。 ・孤独感を与える行為だと理解させる。(ロールプレイ等を用いる。)	
	↔	男子に 多い	ぶつかる 小突く プロレス ごっこ 肩パンチ	すれ違いざまに起きる。 遊びの様相を呈する。	・遊びやふざけの形態で見分けが難しいが、「間違いです」「遊びです」という言葉に惑わされず、「先生にはそうは見えません」「親しき仲にも礼儀あります」などと、毅然として介入し、よくない行為だと判断を示す。	
	↔	男子に 多い	命令・脅し	学習用具を持たせるなどの命令や、「約束だ～しろ」「～しないと殴るぞ」等。	・罰ゲーム的に行われていても、仕組みられている雰囲気があったり、特定の者に集中したりするときは、遊びやふざけの場合と同様、毅然として介入する。	
	↔	男女とも	バイ菌回し	特定の者がさわった所をタッチして「バイ菌」とか「汚い」と囁きながら次々に回す。	・学年や全校体制で禁止する。 ・自分が言われたらどのような気持ちになるか、相手の立場に立って考えさせる。 ・人を「バイ菌」や「汚いもの」扱いは恥ずかしい行為だと指導する。	
	↔	男女とも	噂流し	進学時やクラス替え時に、かつてのよくない噂や悪口を流布する。手紙やメールを使うこともある。	・新集団初期からエンカウンター等を実施し、噂が出回る前に仲良くさせる。 ・小(中)学校や前学年との情報交換を密にし、被害の可能性の高い生徒を把握しておく。	
	↔	女子に 多い	ひやかしからい	「〇〇さんの好きな人」「お似合いのお二人さん」等、異性のことをからかいの内容にする。	・異性への興味関心が高まる時期である。異性へのあこがれや愛情といった繊細な感情は大切に扱うもので、からかう道具にすべきでないと教える。	
	↔	男子に 多い	ズボン下げ	下着まで下げ、それが原因で、深い傷を与えかねない。	・ゲーム感覚で行われているが、相手に深刻な苦痛を与えるだけでなく、正に人権侵害であることを理解させ、学年や全校体制で厳禁にする。	
	↔	男女とも	性的な辱め	写真を撮り、メールで流す等、発展する場合がある。	・犯罪行為は警察や児童相談所と連携して指導する。	
	↔	男女とも	部活動中のいじめ	部活中に、練習に見せかけてボールをぶついたり、ミスを罵ったりする。	・一喝型の指導ではなく、両者から不満等を聞き取り、関係修復を仲介する。 ・同じ目標をもつ仲間としての意識を高める。	
	↔	男女とも	授業中のからかい	指名されたときや発言時に咳払いしたり、口まねしたり笑ったりする。	・「その咳払いはどういう意味ですか」などとその場で介入する。 ・教科担任同士で情報交換を密にし、同一歩調で指導していく。 ・誰からスタートし、どう広がるかを観察して集団の力関係を把握し指導に生かす。	
	↔	男女とも	仲間はずれ	学習や諸活動でペアやグループにならない。	・意図的なペアリング、グルーピングで活動させる。給食の時、自由グループにさせない。	
	↔	男女とも	いやがらせ からかい	通りすがりに「きもい」「うざい」等、悪口や皮肉を聞こえよがしに言う。	・言葉は残らないため事実を隠すことがあるので、現場を押さえることに努める。被害者に「何時・どこで・誰に・何を言われた(された)」を記録させておくのも一方法である。	
	↔	男子に 多い	暴力	かなり意識的に殴ったり、けったりする。	・観察法に加え、アンケートや教育相談を定期的に行ったり、教職員間で情報交換を密にして実態把握に努める。	
	↔	男子に 多い	たかり パシリ	「貸して」と金銭や物を強要し、返さない。 お金を渡さず昼食を買いに行かせる使い走り等。	・犯罪性が高いケースは、警察と連携する。 ・処罰等に関して、事前に説明責任を果たす。	
	↔	女子に 多い	メール等でのいじめ	誹謗中傷や罵詈雑言をメールで流したり、掲示板に書き込んだりする。	・情報モラルに関する指導を実施する。 ・例を挙げて具体的に繰り返し指導する。 ※詳しくはp17参照	



# いじめのサイン

いじめに対処するためには、早期発見・早期対応が最大のポイントであり、教師や周囲の大人は、子どもの毎日の生活の様子を観察し、次のような小さなサインを見逃さないようにすることが大切である。

## 1 いじめられている子のサイン

- 被害を受けている子どもは、自分から言い出せないことが多い。多くの教師の目で、多くの場面で子どもたちのサインをキャッチすることが大切である。

<b>表情</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ 無口になり、表情がさえない。</li> <li>✦ 視線を合わせず、うつむいていることが多い。</li> <li>✦ 悪口を言われても、愛想笑いをしている。</li> </ul>
<b>行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ 一人遅れてぎりぎりに教室に入ったり、急いで帰ったりする。</li> <li>✦ 授業中にぼんやりすることが増え、作業等が続かなくなる。</li> <li>✦ いらだつことが多くなる。</li> <li>✦ 保健室、職員室へよく来る。</li> </ul>
<b>表現</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ 日記や絵画などに、気にかかる表現、描写がある。</li> </ul>
<b>仕事</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ 委員や係、当番の仕事をやらされている。</li> </ul>
<b>からだ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ 傷や打撲のあとがある。</li> <li>✦ 体調不良を訴えるようになる。</li> </ul>
<b>登校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ 理由のはっきりしない欠席、早退、遅刻がある。</li> </ul>
<b>交友</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ 一人でいたり、交友関係が変化したりする。</li> <li>✦ 常に友人に気をつかったり、言いなりになったりしている。</li> <li>✦ 罰ゲームやフロレスごっこなどで、いつも受け身になっている。</li> </ul>
<b>持ち物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ 服や持ち物が汚されていたり、ノート、教科書に落書きがあったりする。</li> <li>✦ 護身用の品物を持つようになる。</li> </ul>



## 2 教室でのサイン

- 雰囲気によっては、教室内がいじめの温床となる場合が多い。教師が教室にいる時間を増やし、サインを見逃さないようにすることが大切である。

### 雰囲気

- ✦ いやなあだ名が聞こえる。
- ✦ 発言に対して、やじや冷やかしがある。
- ✦ 席替えなどで、隣の子をいやがる。
- ✦ 何か起きると特定の子どもの名前が出る。
- ✦ ルールを守らない子どもが多い。
- ✦ 配布したプリントが渡っていない。
- ✦ 特定の子の机が運ばれない。

### 環境

- ✦ 掲示物へのいたずら、落書きがある。
- ✦ いやがらせの手紙や紙切れがある。
- ✦ 机にいたずらがあったり、持ち物が無くなったりする。



## 3 いじめている側のサイン

- 次のような言動が見られたら、いじめが潜んでいるかもしれない。いじめている側に気付いたら、子どもたちの中に入り、話しかけるなどして状況を把握することが必要である。

- ✦ 教室や廊下、階段で仲間同士で集まりひそひそ話をしている。
- ✦ ある子どもにだけ、周りの子が異常に気をつけている。
- ✦ 友人の発言に対して、他の友人と顔を合わせて、笑ったり、さげすんだように反応したりする。
- ✦ 仲間だけにわかるようなサインや隠語を使っている。
- ✦ 教師が近づくと、グループの児童生徒が不自然に分散する。
- ✦ 自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在の子がいる。

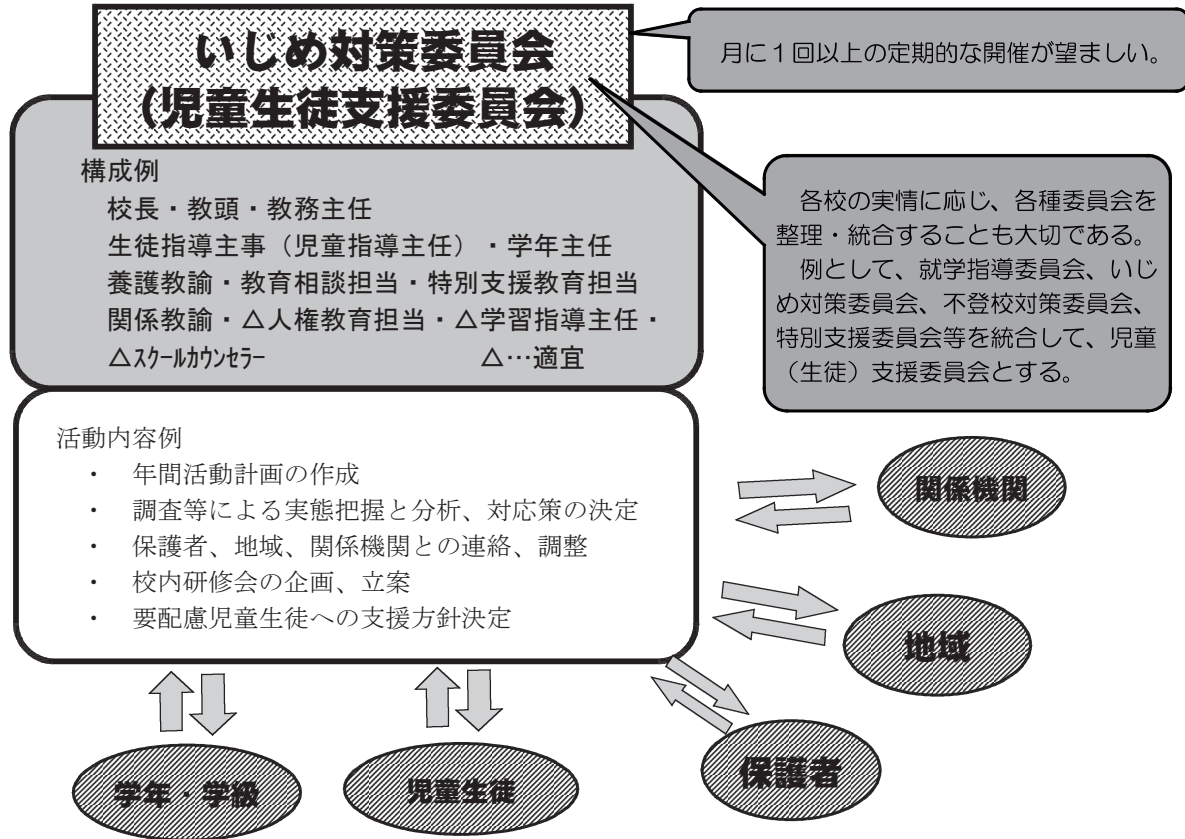


いじめのサインは、この他にも様々なものが考えられる。大切なことは、児童生徒の立場に立って児童生徒を見つめ、毎日のチェックを怠らないようにするとともに、教師間の情報の共有化に努めることである。



# 組織的対応・指導体制

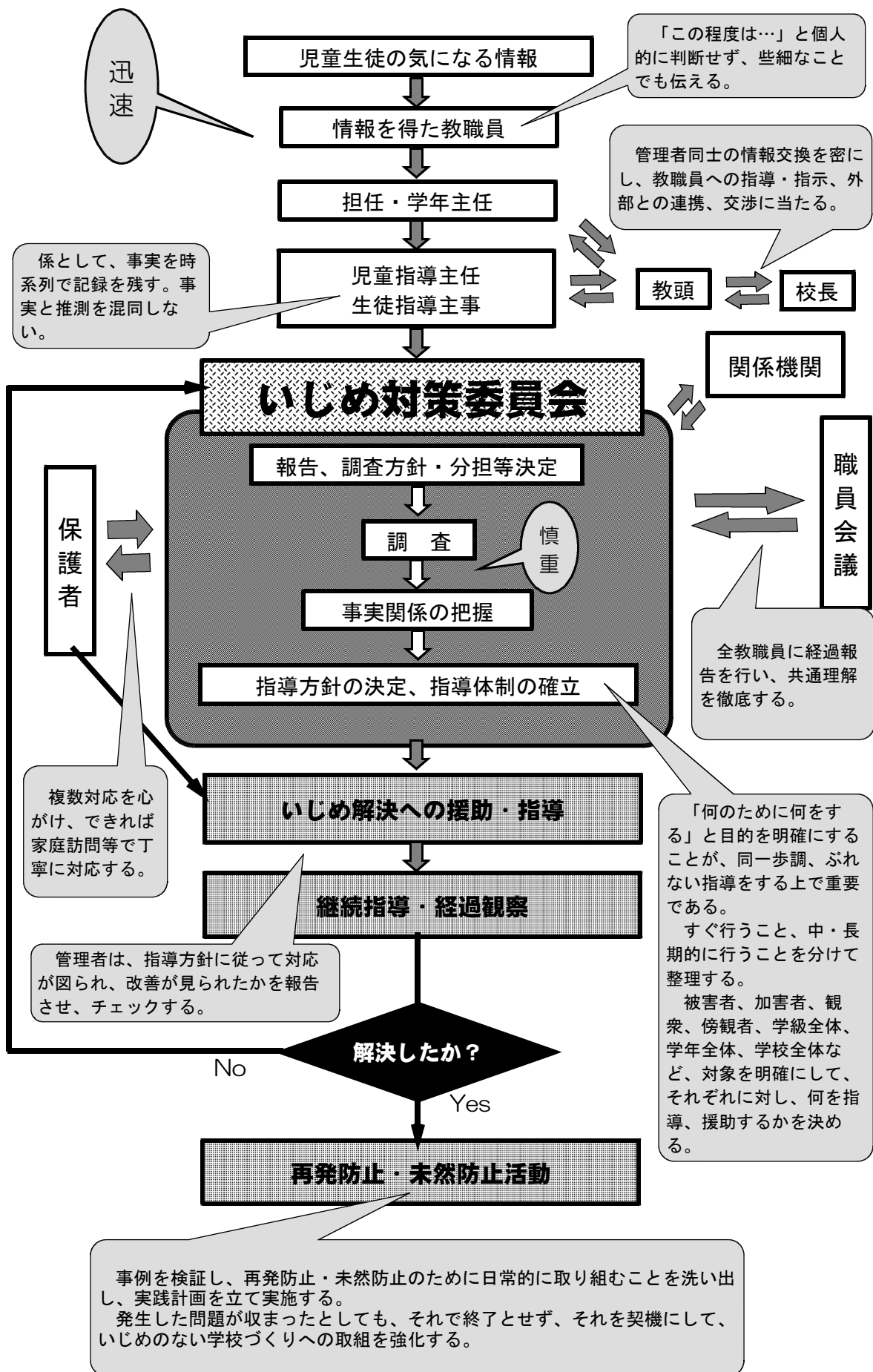
## 1 未然防止・早期発見のための指導体制



### 役割分担（例）

管理職（校長・教頭）	教務主任	生徒指導主事（児童指導主任）
・「いじめを許さない」姿勢徹底 ・危機管理マニュアルの自校化 ・いじめ調査等の確認、対応指示 ・教師の人権意識の高揚 ・地域との連携と外部への説明責任 ・風通しのいい職場づくり	・いじめ対策諸行事等の調整 ・関係機関との連絡、調整 ・人権教育の推進	・いじめ対策全体指揮 ・いじめ対策委員会の企画進行 ・調査等の実施、集計と対応 ・学級担任からの情報収集 ・校内研修会等の計画、実施 ・保護者との連携
	<b>特活主任</b> ・児童（生徒）会、専門委員会等による主体的な取組	
学年主任	学級担任	養護教諭・教育相談係
・学年行事等での集団づくり ・学年間連携による対策立案 ・学級経営への助言 ・学年内の道徳、学活実践の掌握 ・情報の引き継ぎ	・望ましい学級集団形成に向けた意図的な取組 ・日ごろの人権教育の実施 ・日ごろのチェックと調査の実施 ・子どもとの接触機会の増加	・要配慮児童生徒の情報提供 ・予防的、開発的教育相談の実施 ・スクールカウンセラー等との連携

## 2 緊急時の組織的対応（基本）





# 子どもへの対応

## 1 いじめられている子への対応

### いじめられている子の立場で

いじめられている子どもの精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安感を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢を基盤に継続して支援することが重要である。

さらに、子どものもっている良さや持ち味に気付かせ、伸ばし、自信をもたせるよう指導・援助することが大切である。

#### ① 心のケアを図る。

- いじめられている子どもの心情を十分理解し、全面的に味方になり支援していくことを明確に伝え、安心感をもたせる。
- 本人の訴えを真剣に、共感的に温かく受け止め、心の痛みを和らげるとともに、不安の解消を図る。

#### ② 今後の対策について、共に考えていく。

- いじめを解決する方法について、話し合って決めていく。また、本人の意思を無視して強引に解決を進めないよう配慮する。
- 相談して決めたことをもとに対応し、長期的な観察と支援を行う。その際、担任一人で抱え込まず、学校全体で組織として対応する。

#### ③ 活躍の場や機会を多く設定し、認め、励ます。

- 目標を設定させ、努力する過程で認め、励ます。
- 活躍する場や機会を設定し、達成感や充実感を味わわせる。

#### ④ 温かい人間関係をつくる。

- 子どもに積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくる。
- 人間不信に陥らせないため、温かな学級づくりに努める。
- 毎日の生活の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。

## 2 いじめている子への対応

### いじめは決して許されない

いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、決して許さないという毅然とした態度で指導に当たるとともに、いじめている子どもの内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行うことが大切である。

#### ① いじめの事実を確認する。

- 感情的になったり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する。



- いじめている子が複数の場合は、複数の教師で分担して同時に、事実と経過を聴く。
- ② **いじめの背景や要因の理解に努める。**
  - いじめた理由や動機を聴き、本人の心の内を理解する。
  - 背後に潜むストレスや不信感などを把握する。
- ③ **いじめられている子の苦しみや心の痛みに気付かせる。**
  - 相手の苦悩を理解させ、内面に深く迫る指導を粘り強く行う。
  - 指導は迅速でなければならないが、解決を急ぐあまり、不満感や不信感が残り反抗的な態度をとることがないように留意する。
- ④ **今後の生き方を考えさせる。**
  - 自分の良い面に気付かせ、それを生かすよう具体的な行動を一緒に考え、実行させる。
  - 再びいじめをすることがないように、思いやりの心や規範意識の育成、人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導・援助する。

### 3 周りの子どもたちへの対応

#### いじめはみんなの問題

いじめの特徴の一つに、いじめをおもしろがって眺めたり、見ても止めようとしなかったり、あるいは見て見ぬふりをしたりして、誰にも発信しない子どもが多いことが指摘されている。加害・被害の子どもだけでなく、このような周りの子どもに対しても、適切な指導を行うことにより、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成することが大切である。

- ① **自分の問題としてとらえさせる。**
  - いじめの問題について話し合わせ、いじめをなくすためにはどうしたら良いのかを子ども全員に自分の問題として考えさせる。
  - 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。
- ② **望ましい人間関係づくりに努める。**
  - 特別活動の時間を通して、互いに認め合い、尊重し合うなど望ましい人間関係をつくる。
  - 子どもたちに勇気や正義感、思いやりの心を育成するため、道徳の時間や学級活動等において、関連する内容を扱い指導する。
- ③ **自己存在感が味わえる学級づくりに努める。**
  - 子ども一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定し、日ごろから言葉かけを多くし、子どもの良さを認め、ほめることに心がける。
  - 班活動や係・当番活動、委員会活動等において学級の一員としての役割を担わせ、みんなの役に立っているという実感を子どもがもてるように配慮する。

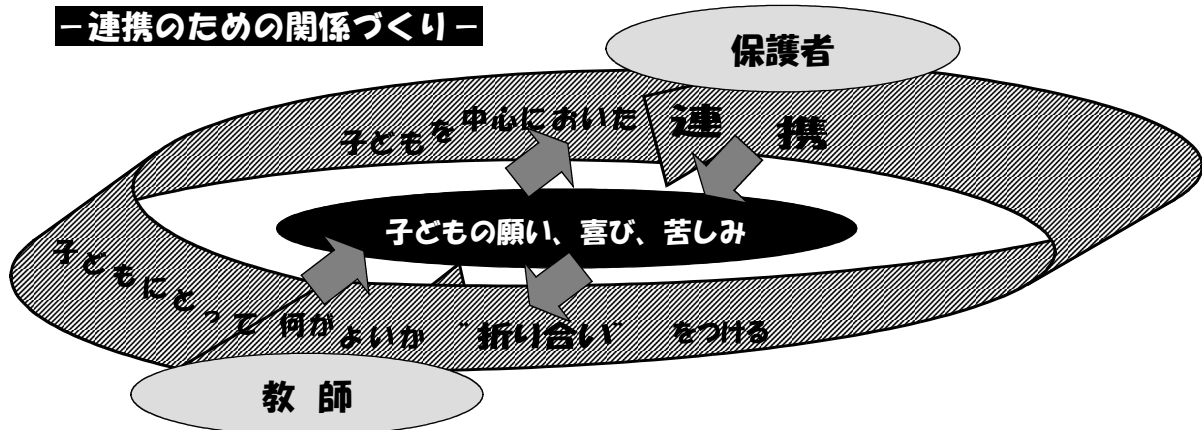


# 保護者との連携

## 1 普段からの連携

### (1) 保護者との信頼関係

#### ー連携のための関係づくりー



- ・ 保護者、学校が協力関係を深めながら連携し、よりよい人間関係を築くために、それぞれの持ち味を生かし合い協力して働く。(協働)
- ・ 共に子どもを育てるという姿勢、教師が本気で取り組む姿勢を示し実行する。
- ・ 誠意をもった対応、発言に心がける。(家庭訪問、授業参観、保護者会等)

### (2) 保護者へのメッセージの工夫

日ごろの取組やその体制を目に見えるようにして伝え、共に考えてもらう。

#### 例1 保護者参加型授業

- ・ 授業参観で、いじめ予防の授業を公開し、共に考えてもらう。
- ・ 道徳、学級活動等で、保護者をゲストティーチャーとして依頼する。

#### 例2 学級・学年通信

- ・ いじめへの対応についての取組を発信する。
- ・ 学級通信、学年通信などを通して保護者に呼びかけ、内容に関する意見をもらう。

【いじめのサインに敏感に！】

- ・ 元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物が無くなる等、いつもとちょっと違う子どもの変化に気付くために、心がけていることを教えてください。

【お子さんのがんばったことを認め、ほめていますか？】

- ・ お子さんの良いところを3つ教えてください。

#### 例3 保護者へのインタビュー

- ・ 学級活動等で、保護者にインタビューする宿題を出す。

- ・ いじめのないクラス、互いに認め合うクラスにするために、どうしたらよいですか。学級で話し合うので、アドバイスをお願いします。

## 2 いじめが起こったとき

### (1) いじめられている子の保護者に対して

#### 保護者から相談された場合

**打ち明けるまでの苦悩を十分に理解し、少しでも安心感を与えるようにする。**

- ・ まず、できる限り口を挟まず、じっくりと話を聴く。
- ・ 何よりも辛さや苦しさに対して、本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 子どもをいじめから守るために、学校は全力を尽くすことを伝え、家庭の協力を求める。

#### 学校でいじめに気付いた場合

**できるだけ早く保護者に連絡をとり、何が起きたかということ、どのように対処したかを説明する。**

- ・ 保護者が「内緒にしてほしい。」という場合もあるので、保護者の気持ちを尊重し、よく話し合い、保護者や子どもが納得したことについて教師や学校は動くようにする。
- ・ 今後どうしたら良いか、一緒に考え、状況の経過についても逐次報告していくことを約束する。

複数の教師で対応する。

「全力でお子さんを守ります。」という決意を伝える。

### (2) いじめている子の保護者に対して

- ・ 事実を把握したら、速やかに保護者と面談し、丁寧に説明する。
- ・ いじめというものが、誰にでも起こる可能性があること、誰もが加害者、被害者にもなる可能性があることを伝える。
- ・ 一方的に責めるのではなく、その子や保護者の心情にも配慮する。
- ・ いじめている子の行動が変わるように、教師として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ いじめの問題が完全に解決するまで、保護者と連絡を密に取り合い、何か気付いたことがあれば報告してもらう。
- ・ いじめ解決後も、見守っていくということを伝える。

### (3) いじめられている子、いじめている子双方の保護者に対して

- ・ 実態に応じ、子ども同士の関係修復のために保護者同士の面談が必要な場合には、保護者間のコーディネートを行う。



# いじめ対応の失敗事例

## 1 いじめのサインへの対応が不十分だった事例（小学校）

Aさんは、小学校5年生のときに転校してきて、おとなしくまじめな児童だった。6年生になって、①学校生活にも慣れBさんたち5～6名のグループと行動を共にするようになった。その頃から、②「トイレに行っていた」と授業開始に遅れたり、保健室に行くことが多くなった。Aさんはあるとき、同級生への悪口をしつこく繰り返し、学級で問題となった。担任が指導すると、「Bさんたちのグループの一人から言われ仕方なくやった」と言ったのだが、③名指しされた児童はその事実を強く否定し、結局、事実をはっきりさせることはできなかった。その後、BさんはAさんを無視するようになり、Bさんたちに同調して他のグループもAさんと遊ばなくなり、Aさんは登校を渋るようになった。

### (1) 事例の分析と課題

- ① 担任は、Aさんを含むグループ内の人間関係を把握できなかった。
- ② 担任は、Aさんの行動の変化（サイン）に気付かず、指導できなかった。
- ③ 担任は、事実関係を把握することができず、指導できなかった。

### (2) 対応を誤らないために

#### ア いじめのサインを見落とさない

- ○○と○○は、仲良しだからといった先入観に惑わされない。同一グループの中にも「いじめ」がありうるという認識をもつ。
- 日ごろから子どもの交友関係や表情、態度の小さな変化にも気を配ることが大切である。
- 問題行動の背景には、指示や命令があり、その奥にいじめがあるのではないかとこの認識をもつことが大切である。

#### イ 指導方法・時期を誤らない

- 担任は、いじめにつながるようなサインを見落とさず、学年や児童指導部に報告し、他の教員に情報提供を求める。
- 子どもの立場を担任だけでなく、組織でしっかり受け止め、指導・援助を行う。

#### ウ いじめではないかという視点で見る（詳しくは「いじめのサイン」のページを参照）

##### サインを見落としやすい「いじめ」

中心となっている子どもが相手の非を主張し、それが集団の中の共通感情となり、結果として集団で一人の子どもを排斥したり攻撃したりする。

##### 見つけにくい「いじめ」

子どもが仲良く遊んでいるように見える中で、プロレス技を交代でかけるという光景が見られるが、実は怖くて断れなく、遊びを強要されているかもしれない。

## 2 指導体制を生かせなかった事例（中学校）

ある日、生徒指導主事に、「1年生のA君が2年生のB君からいじめを受けているようだ」との情報が入ったため、早速、①生徒指導主事は1年の学年主任とA君の担任に報告し、A君から事情を聴いてもらうことを依頼した。また、2年の学年主任とB君の担任に、いじめているB君から事実を聴くことを依頼した。昼休みB君から事情を聴いたところ「知らない」と反発し、話が終わった。ところが、1学年の教師からは、いじめ被害が報告された。その報告を基にして、放課後、②2学年の教師だけの判断で、性急にこの情報をB君に突きつけ、叱責した。教師の指導を受けたB君は、部活動を行っていたA君に、③「チクつただろう」と言って、仕返しに暴力を振るった。

1学年の教師からは、2学年教師の指導に対する不満が出た。さらに生徒や保護者から、学校の対応に対する批判の声があがった。

### (1) 事例の分析と課題

- ① 情報確認のために、先にA君から話を聴くよう指示しなかった。
- ② 組織的な対応をしなかった。
  - ・ いじめ対策委員会を設置しなかった。
  - ・ 指導方法・手順等について教師間の意思疎通を凶らなかつた。
  - ・ 早く事件を処理してしまおうと、学年だけの意向で行動してしまった。
- ② 指導の際、ストレートに情報源を突きつけてしまった。
- ③ 自分のした行為への「気付き」、相手にどんな思いをさせたのか「理解させる」といった指導が不十分だった。

### (2) 対応を誤らないために

#### ア 訴えや情報に適切に対応するための共通理解を図る。

- 管理職や生徒指導主事を中心に、関係するすべての教師がまず訴えや情報について、今後の指導方法や手順も含めて共通理解を図る。
- いじめる側、いじめられる側からそれぞれ事実を把握するとき、担任だけでなく複数で聴き取りを行う。
- 何よりもいじめられた子どもの保護や安全を第一とし、いじめにかかわった子どもの学校生活に注意を払う。

#### イ 指導体制を確立し、教師間の緊密な連携を図る。

- すべての教師は、学校のすべての子どもに対して責任をもって指導していくという意識が必要である。
- 様々な機会をとらえて、学年の児童生徒の情報を提供し、連携・協力を求める。また、指導報告も忘れてはならない。
- 保護者や地域からの情報については、いかなる場合も真摯に受け止め、情報を受け取った教師が一人で抱え込まず、組織的に対応の仕方や今後の指導の方向性を協議することが大切である。（詳しくは、保護者との連携p12を参照）

### 3 学級担任と養護教諭との連携が不十分だった事例（高等学校）

2月のある日、1年生のAさんが同じクラスのBさんの中学のときの様子をBさんに許可なく他の友人に話をしたという理由でBさんのグループからいじめられていると養護教諭に訴えてきた。Aさんはそのような話をした記憶はなかった。

養護教諭は、AさんもBさんもよく知っているため①Bさんと呼んで事情を聞いた。その結果「自分たちはAさんをいじめているかもしれない」と気にしていることがわかった。このことは②自分だけでも解決できると判断した養護教諭は、前日、Aさんから訴えがあったことを伝え、Aさんのことも考えて行動するよう励まして面談を終えた。

③これくらいのことは、学年や担任に報告しなくても良いと養護教諭は判断した。

4月になってクラス替えがあり、二人はまた同じクラスになった。Aさんは教室へ入れなくなっていった。心配した担任がAさんに確認したところ、「2月ごろからBさんからの無視がエスカレートしていき、怖くて入れない」と話をした。このことを養護教諭は担任から聞かされ驚いた。いじめは解消されていなかったのである。

#### (1) 事例の分析と課題

- ① 養護教諭は、Bさんから事情を聴いた際、反省していると感じてしまった。
- ② 養護教諭は、BさんにストレートにAさんの訴えを伝えてしまった。
- ③ 養護教諭は、把握した情報を単独で判断し、指導後も関係教職員に報告しなかった。
  - ・ 報告しなかったため、二人とも同じクラスになってしまった。
  - ・ 組織的に継続観察できなかった。

#### (2) 対応を誤らないために

##### ア 担任と養護教諭との連携は不可欠である。

- 養護教諭は、保健室における子どもの様子からいじめのサインに気付くことが多く、また、子どもの心身の健康に関する指導に当たる立場にあることから、各学校の実情に応じ、生徒指導部の一員として校務分掌上に適切に位置づけ、連携することが求められている。
- 相談された内容は、本人に配慮しながら担任や学年、生徒指導部に伝える。

##### イ いじめにかかわる人間関係は、一人の判断だけではとらえにくい。

- いじめの発見や解決には、子どものことで気になることを日常的に情報を共有し、継続観察が大切である。
- 複数の見方や視点から方策を検討して取り組むことが発見や解決の道である。
- 年齢が上がるにつれ、いじめを黙認したり、嘘をついたり、複雑な構造のいじめや深刻ないじめが増加してくる。指導に当たっては、かかわっている子どもの発達段階、いじめの進行状況、所属するホームルームや集団の雰囲気、指導者である教師と子どもとの人間関係等を十分に考慮して進めることが大切である。

## 携帯サイトの現状

### 「プロフ」の実態

- 個人情報  
実名、電話番号、学校名、友人の顔写真等が平気で掲載され、それらの個人情報が悪用される。
- なりすまし  
ある子どもの顔写真を勝手に使ってプロフを作成し、そこに根も葉もない情報を書き込む。また、異性になりすまし、出会い系サイトに誘い込む。
- ワイセツ画像  
サイトへのアクセスを増やすために過激な写真を貼る。

### 「学校裏サイト」の実態

- 学校別に掲示板を立てている。
- 教師、クラスメイト、先輩、後輩などの評判、誹謗中傷等が書き込まれる。
- 身近な友人、知人が実名で語られる。
- 携帯電話からしかアクセスできないサイトが多い。
- パスワードがないと入れない。

## ネットいじめのきっかけ



- 返事が遅い
- 内容が短い
- 絵文字がない



このような些細なことでも、いじめのきっかけになる。

## ネットいじめは犯罪行為

### 文字を使ったいじめ

- ◆ 直接本人に「死ぬ」「学校へ来るな」等のメールを送ったり掲示板に悪口を書き込む。
- ◆ メールで「無視しよう」という指示をまわす。

刑法 222 条（脅迫）  
刑法 223 条（強要）  
刑法 230 条（名誉毀損）

ネットいじめの特徴  
● 簡単にできる。  
● 教師や親が気が付きにくい。

### 画像を使ったいじめ

- ◆ 服を脱がせて写真に撮り、メールで流す。
- ◆ 掲示板に貼り付ける。

刑法 175 条（わいせつ凶画公然陳列）  
刑法 223 条（強要）、刑法 230 条（名誉毀損）

## 掲示板等への不当な書き込みへの対処法

- ① 書き込みのあるページを保存する。または、キャプチャーして画像を保存する。  
… 削除されてしまう前に、証拠として必ず保存する。
- ② 掲示板の管理者に、該当する書き込みの削除を依頼する。  
… プロバイダ責任制限法により、人権を侵害する書き込みに対して削除依頼ができる。
- ③ それでも書き込みが止まらない、またはエスカレートする場合は、最寄りの警察署、または下記の県民相談室に相談する。

★ 栃木県警察本部県民相談室 相談専用電話

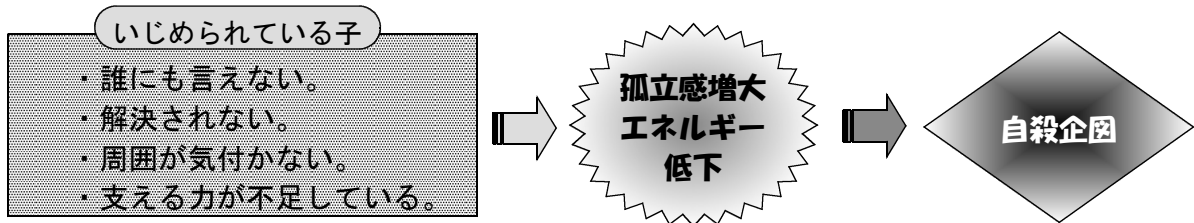
028-627-9110



# いじめと自殺

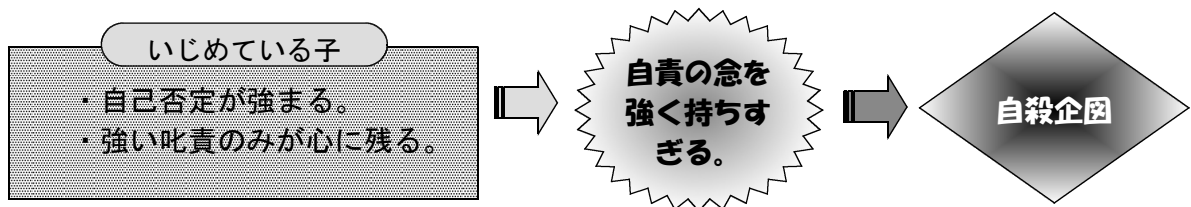
## 1 自殺企図が危惧される場合

### (1) いじめられている子の自殺企図



- 防ぐためには
  - ・ いじめのサインを早期にキャッチすること。
  - ・ 教職員、友人、家族が、「何があっても守り抜くから安心するように。」と伝えること。
  - ・ 一人きりにしないようにすること。

### (2) いじめている子の自殺企図



- 防ぐためには
  - ・ 人格を否定されたという気持ちにさせないように、いじめの行為そのものを冷静に叱ること。
  - ・ 自分が相手にしてしまった行為について、これからどうしたら良いのか、具体的な行動を共に考えていくこと。

## 2 自殺のサイン

つらい気持ちを表出する。

危険な状況に身を置く。

身辺の整理や何らかの別れの準備をする。

「自殺」を口にする。

自傷行為を行う。

自殺企図が気になったら…

声をかけて話を聴く機会をもつ。

本人が何も話さなくても注意深く見守る。

いつでも話せることを伝える。

サインに気づき、知らせた友人には…

感謝するとともに、責任を強く感じたり、ひとりで背負わないように、言葉かけする。



## 3 自殺したいと打ち明けられたら

### (1) かかわりの基本姿勢…丁寧にかかわる

- 話をはぐらかさない。
- 一方的に批判しない。
- 世間一般の常識を押しつけない。
- すぐに何らかの助言を与えようとしない。
- 安易な励ましをしない。

### (2) 具体的なかかわり方…まず、教師自身が落ち着く

- 時間をかけて話を聞き、気持ちに寄り添う。
- 「死んでほしくない」という気持ちを伝える。
- 一緒に考えていくことを伝える。
- 次に会う日時を約束する。

### (3) その後の対応…決して抱え込まない

速やかに、学年主任や生徒指導主事（児童指導主任）、管理職等に連絡し、対応を検討する。具体的には

- 情報の整理と共有…状況を正確に把握
- 方針の決定と役割分担…誰が、いつ、何をしたら良いのかを決定
- 保護者への連絡（直接会って）…状況説明と協力体制の確認、専門機関の紹介
- 記録…話し合いの内容、経過を詳細に記録
- 守秘義務…秘匿事項の確認と秘匿範囲の設定

### (4) 家庭で留意してもらうこと

- 子どもの話をよく聞く。
- 強く叱らない。
- 一人にしない。
- 刃物等を片付ける。

## 4 自殺を防ぐには

- 自殺の原因は、ただ一つに特定されるほど単純なものではない。だからこそ、普段から子どもを「よく見て」子どもと「よく話し」、SOSのサインを初期の段階で的確にとらえて対応することが必要である。
- 特に、自殺報道が大きくなされた後では、不安を抱える子どもは自分の置かれている状況と重ねてとらえてしまうこともあるので、いつもより注意深く見守るとともに、できるだけそばにいて、安心感をもたせるようにすることが大切である。
- 危険な状況を感じた場合は、対応の在り方について専門機関等から助言を得て、学校、保護者が連携して対応することが必要である。

「児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料」P22参照

平成14年2月 栃木県教育委員会



# アンケート・チェックシート

いじめを受けていても、教師や親に話すことができない子どもの心の声や、いじめに気付いていても何もできずにいる子どもたちの声を知る方法の一つとして、アンケート調査がある。

また、アンケート調査を実施することで、いじめを抑止する効果も期待できる。



## 1 いじめの実態を把握するためのアンケート例

次のアンケートは、いじめられたことがある場合、いじめたことがある場合、いじめを見たことがある場合の例である。

### 【いじめに関するアンケート】

年 組 ( 男・女 )

1 今学期、あなたは学校の友達にいじめられたことがありますか。

( ア はい イ いいえ )

(1) 誰にいじめられましたか。

ア クラスの人 イ 同じ学年の人 ウ 上級生 エ 下級生

(2) それはどのようないじめでしたか。

ア 言葉でのいじめ イ 無視 ウ 仲間はずれ エ いたずら書き  
オ ものをかくされる カ 金品をとられる  
キ その他 ( )

(3) それはいつごろですか。 ( ) 月ごろ

(4) どんなときにいじめられましたか。

ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・昼休み  
エ 給食や清掃中 オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中  
ク その他 ( )

(5) いじめられたことを誰かに話しましたか。

ア 親 イ 先生 ウ 友達 エ 誰にも話さなかった  
オ その他 ( )

(6) いじめられたことを先生に話さなかった人は、その理由を一つ選んでください。

ア 話したことがわかるともっといじめられるから  
イ 話してもいじめがなくならないと思ったから  
ウ 自分がいじめられていることを知っていると思ったから  
エ その他 ( )

(7) そのいじめは解決しましたか。 ( ア はい イ いいえ )

2 あなたは学校の友達をいじめたことがありますか。

( ア はい イ いいえ )

(1) いじめたときの気持ちで最も近いものを、一つ選んでください。

ア いじめないと自分がいじめられそうだから

- イ 友達に命令されたから
- ウ その子が気に入らなかったから
- エ 皆がいじめていておもしろそうだったから
- オ その他（ ）

(2) 今、あなたは誰かをいじめていますか。( ア はい イ いいえ )

3 あなたは学校の友達がいじめられているのを見たことがありますか。

( ア はい イ いいえ )

(1) それはどのようないじめでしたか。

- ア 言葉でのいじめ
- イ 無視
- ウ 仲間はずれ
- エ いたずら書き
- オ ものをかくされる
- カ 金品をとられる
- キ その他（ ）

(2) それはどんなときですか。

- ア 登下校中
- イ 授業中
- ウ 休み時間・昼休み
- エ 給食や清掃中
- オ 放課後
- カ 下校後
- キ 部活動中
- ク その他（ ）

(3) いじめを見たとき、どうしましたか。

- ア 止めたり、助けを呼んだりした
- イ 何もしなかった
- ウ いじめる側に味方した
- エ その他（ ）

(4) いじめを見たことを誰かに話しましたか。

- ア 親
- イ 先生
- ウ 友達
- エ 誰にも話さなかった
- オ その他（ ）

(5) いじめを見たことを先生に話さなかった人は、その理由を一つ選んでください。

- ア 話したことがわかるともっといじめた子に何かされると思ったから
- イ 自分の気持ちがいじめる人たちと同じだったから
- ウ 話してもいじめがなくならないと思ったから
- エ その子がいじめられていることを知っていると思ったから
- オ その他（ ）

### アンケートの活用について

- アンケートの項目は、把握したい内容によって設定する。
- アンケートを記入させるときは、記入時の様子をよく観察し、正直に書ける場を設定する。
- アンケートは定期的に実施し、子どもたち一人一人の様子を把握する。



## 2 いじめに関する自己チェックシート例

次のチェックシートは、いじめにつながりやすい意識について、自己評価し、考えさせるシートの例である。

### 【自己チェック】

次の項目について、「A よくあてはまる B 少しあてはまる C あまりあてはまらない D まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

- 1 ほかの子をからかったり、ひやかすことがおもしろい。  
A - B - C - D
- 2 ほかの子が間違いをするとおもしろい。  
A - B - C - D
- 3 ほかの子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかったりする。  
A - B - C - D
- 4 朝や帰りのあいさつを、クラスのみennaとすることは面倒くさい。  
A - B - C - D
- 5 人の持ち物をとったり、こわしたりすることがおもしろい。  
A - B - C - D
- 6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って、人をばかにしたりからかったりするの  
が楽しい。  
A - B - C - D
- 7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。  
A - B - C - D
- 8 自分の思いどおりにならないことがあると、ほかの人のせいになりたい。  
A - B - C - D
- 9 係活動や清掃などで、いやな仕事はほかの子にやってもらいたい。  
A - B - C - D
- 10 遊びや罰ゲームで、ほかの子にはずかしいことや、いやがることをさせるのが  
楽しい。  
A - B - C - D

### チェックシートの活用について

- 氏名記入式で提出させ個人への支援に活用したり、回収せず児童生徒がそれぞれ自分自身をふりかえるための助言をしたりするなど、児童生徒の発達段階に応じて適切に活用する。
- AやBをつけた児童生徒に対しては、否定的にとらえるのではなく、何らかのストレスや不安を抱えているのではという視点に立ち、言葉かけをしたり相談したりするなどの支援を行う。
- 自分を正直にふりかえて自己評価させることにより、行動や考え方をよりよい方向に改善する気持ちをもたせる。
- 語尾を「～する。～させる。」に変え、言動面のチェックシートとして活用することもできる。

### 3 よりよい学級づくりに向けてのアンケート例

次のアンケートは、子どもにとってよりよい学級といやな学級について考えさせることにより、よりよい学級を自分たちでつくっていくためのものである。

#### 【よりよい学級をつくろう】

年 組 氏名

- 1 あなたにとって、「よりよい学級」とは、どのような学級ですか。
- 2 あなたにとって、「いやな学級」とは、どのような学級ですか。
- 3 あなたが、同じ学級の他の人から「してほしいこと」とは、どのようなことですか。
- 4 あなたが、同じ学級の他の人から「してほしくないこと」とは、どのようなことですか。
- 5 1であげた「よりよい学級」をつくるために、あなたができることはどのようなことですか。
- 6 2であげた「いやな学級」にならないために、あなたができることは、どのようなことですか。

#### アンケートの活用について

- アンケートは、年度始めや学期始めなどの学級づくりの時期に実施する。
- このアンケートをもとに、いやな学級と対比しながら、よりよい学級像を考えさせ、そのために必要な具体的行動やルールを自分たちでつくり、週目標等に生かす。
- 行動内容やルールを定期的に評価し、結果を学級全体で検討する。不十分な点については対応策を立て、場合によっては行動内容やルールの追加及び修正を行う。



# いじめの予防

いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、絶対に許すことのできない行為である。

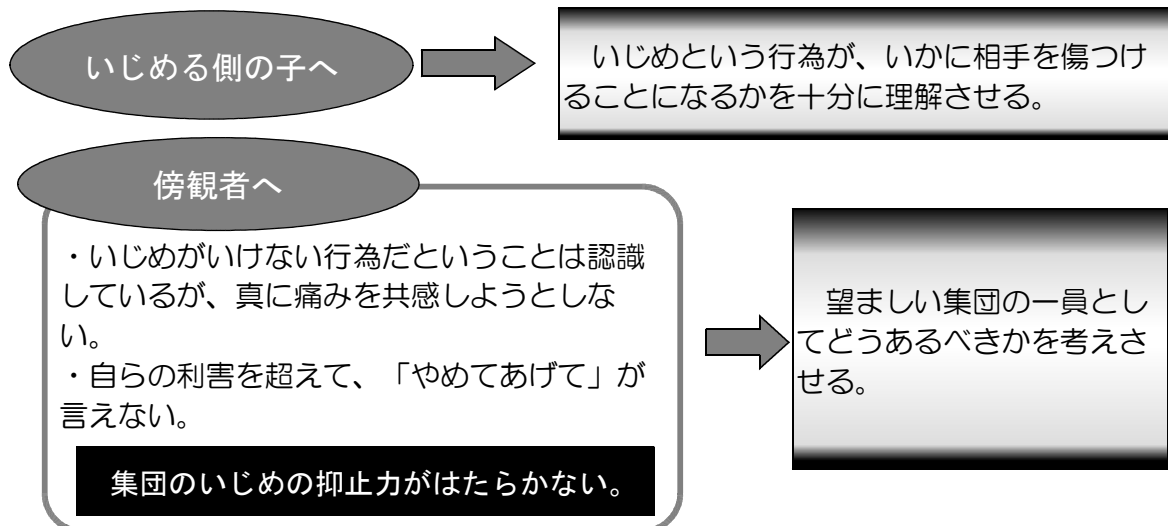
いじめを予防するためには、授業や学校行事など様々な教育活動を通して、児童生徒一人一人に存在感、達成感を与えるとともに、思いやりのところや規範意識を高め、対人関係能力を向上させることが重要である。

この章では、特に、道徳教育、特別活動の2つの視点から、いじめ予防との関連や具体的な指導の展開例を示すとともに、各学校で実践する「いじめ撲滅週間」等の取組例を紹介する。

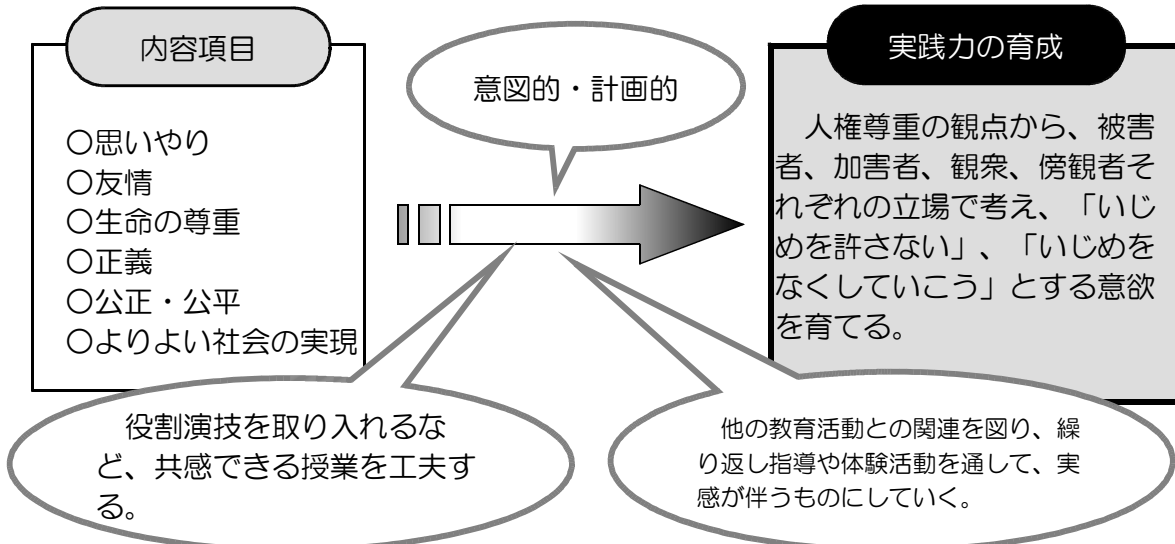
## 1 道徳教育の充実

### (1) いじめの未然防止と道徳教育

#### ◆ いじめの未然防止指導



#### ◆ 道徳の時間から未然防止へのアプローチ



## (2) 道徳の時間の展開例 1

- 1 主題名 望ましい友人関係〔小学校高学年 2－(3)〕 関連項目〔1－(3)〕
- 2 ねらい 望ましい友人関係のあり方を考えさせるとともに、正しいことを伝える勇気と、周囲の人間の支えの大切さを十分理解させ、実践意欲を高める。
- 3 資料名 「いやといえたとき」 (出典：みんなで考える道徳 6年 日本標準)

【概要】 いじめられていた英子は、「自分のグループに入らないとひとりぼっちにさせる。」と言われ仲間に入る。ある日、他の友人と遊んでいると「勝手にグループをぬけ出すの。」と問い詰められる。「どうしてそれがいけないの。」と言えたことをきっかけに、支えてくれる友だちの存在と、自分の意志をはっきり伝えることの大切さに気付いていく。

### 4 指導過程

※いじめ予防との関連

	学習活動	主な発問と児童の心の動き	留意点
導入	学級の実態に合わせて行う。		
展	1 資料を読み、グループが変わる前後の英子の気持ちを対比して考え、話し合う。	○英子さんはなぜ高子さんたちのグループに入ったのでしょうか。 ・一人ぼっちになるのがこわかったから。  ○英子さんがゴムだん遊びを心から楽しむことができたのはどうしてでしょう。 ・不当な力関係がなくなったから。 ・気をつかわず思い切り遊べたから。	※恐怖を避けるために仕方なく付き合っていたとき、自分の気持ちに素直に遊んでいるときの気持ちを十分対比させ、望ましい友人関係のあり方を考えさせる。
開	2 言い出すことができたときや友人が支えてくれたときの気持ちについて話し合う。	◎高子さんたちに「それがどうしていけないの」と言った場面を役割演技して英子さんの気持ちを考えましょう。 ・言い返すのはこわい。 ・言いたいことをなんとか言えた。 ・友人が支えてくれてうれしかった。  ○からだが軽くなったように感じたのはなぜでしょう。 ・思い切って自分の考えが言えたから。 ・もう高子さんたちと無理にいっしょにいらなくてもいいから。	※いじめの不当さを共感させるとともに、正しいことを伝える勇気と、周囲の人間の支えの大切さを十分理解させる。  ○正しいと信じたことを勇気を出して行ったあとのすがすがしさを共感させたい。
終末	3 日常を振り返り、考えたことや、これからしたいことを書く。	○今日の授業を通して考えたことや、これからやってみたいと思うことを書きましょう。 ・よりよい友人関係にしていきたい。 ・いじめられているのをみたら、やめるようにいったり支えたりしたい。 ・いじめるグループには入らない。	※望ましい友人関係を築こうとする気持ちや、いじめなどを見かけたとき、抑止できるような意欲を高めたい。

### (3) 道徳の時間の展開例 2

- 1 **主題名** 差別や偏見〔中学校 4－(4)〕 関連項目〔1－(3)〕〔4－(1)〕
- 2 **ねらい** 公正・公平なものの見方の大切さに気付くとともに、自分勝手な考え方や狭い仲間意識にとらわれず、差別や偏見のない集団生活を営もうとする意欲を育てる。
- 3 **資料名** 「シカト」 (出典：かけがえのない君だから 1年 学研)  
**【概要】** 友人からAさんの悪口を聞き、それを信じてAさんを避けるようになった「わたし」。しかし、ある日をきっかけに、あいさつや言葉を交わすようになり、Aさんに対する印象が変わってくる。もし、友人に言われるがままAさんをシカトしていたらと思うと、背筋が寒くなる思いがした。

#### 4 指導過程

※いじめ予防との関連

	学習活動	主な発問と生徒の心の動き	留意点
導入	学級の実態に合わせて行う。		
展開	1 資料を読み、「わたし」の気持ちなどの変化について考え、話し合う。	<p>○Aさんとぶつかったとき、走って逃げたのは、どんな気持ちからでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性格が悪い人なのでかわりたくない。</li> <li>・Aさんに悪口を言いふらされたくない。</li> </ul> <p>○あいさつを交わしたり「わたし」に話しかけてくれたりするAさんへの気持ちが、よい方に変わってきたのはなぜでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聞いていたより悪い人には見えなくなったから。</li> <li>・優しくそうで、心の広い人に見えてきたから。</li> </ul> <p>◎もし友人が「シカトしちゃおうよ。」と言っていたら、シカトが広まっていたかも知れないと考えたのはなぜでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この友人との関係を壊したくないから。</li> <li>・シカトしないと自分も仲間はずれにされてしまうから。</li> </ul> <p>補 背筋が寒くなったのはなぜでしょう。</p>	<p>○被害をさけたい気持ちだが、このような行動につながりやすいことを共感的に理解させる。</p> <p>※風評等を容易に信じることの危険性を理解させ、公正・公平なものの見方の大切さに気付かせる。</p> <p>※友人との関係や、自分自身を守りたい気持ちを過度に優先させると、時にはいじめに加担することになることを理解させる。また、差別や偏見のない集団の大切さに気付かせる。</p>
終末	2 日常を振り返り、考えたことや、これからしたいことなどを書く。	<p>○差別や偏見のない集団にするために、これからやってみたいと思うことを書きましよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人に左右されず、自分自身で相手を理解し正しい判断をしたい。</li> <li>・誰に対しても差別せず、温かい心で勇気を持って行動したい。</li> </ul>	<p>※一人一人にどのような行動が必要か考えさせるとともに、実践意欲を向上させたい。</p>



## (4) いじめの内容が含まれる道徳資料（例）

## 小学校

順不同

資料名	出典	学年	出版社
同じなかまだから	かがやけみらい	3年	学校図書
ひとりぼっちのYちゃん	きみがいちばんひかるとき	4年	光村図書
名前のない手紙	4年生の道徳	4年	文溪堂
えがおが見たい	明日をひらく	5年	東京書籍
「スイミー作戦」「ガンジー作戦」	ゆたかな心 新しい道徳	5年	光文書院
きよみちゃん	かがやけみらい	5年	学校図書
森川君のうわさ	ゆたかな心 新しい道徳	6年	光文書院
いやといえたとき	みんなで考える道徳	6年	日本標準
これってもしかして	ゆたかな心 新しい道徳	6年	光文書院
いたずら心	ゆたかな心 新しい道徳	6年	光文書院
いじめられて	かけがえのないきみだから	6年	学習研究社
わたしのいもうと	みんなのどうとく	4年	学習研究社
	明日をひらく	6年	東京書籍
	かがやけみらい	6年	学校図書

## 中学校

順不同

資料名	出典	学年	出版社
シカト	かけがえのないきみだから	1年	学習研究社
周りを見回して	きみがいちばんひかるとき	1年	光村図書
クラスの痛み	きみがいちばんひかるとき	1年	光村図書
「自分以下」を求める心	道しるべ	1年	正進社
その朝、僕たちは・・・	道しるべ	1年	正進社
今考えれば、あれはいじめだった	みんなで生き方を考える道徳	1年	日本標準
たとえ苦い実でも - ダリエルへ	かけがえのないきみだから	2年	学習研究社
だれかが私を待っている	道しるべ	2年	正進社
松本君への手紙	道しるべ	2年	正進社
わたしのいもうと	心つないで	3年	教育出版
卒業文集最後の二行	心つないで	3年	教育出版

## 2 特別活動の充実

特別活動は、望ましい集団活動を通して、集団の一員としてのよりよい生活を築こうとする態度や、自己を生かす能力を養うことなどを目的としており、児童・生徒指導とは極めて関連が深いものである。

### (1) いじめの予防と学級活動

学級活動において、集団としてのルールを考えることや集団の問題点を解決することは、たいへん重要なことである。いじめの原因となる諸問題を早期に解決したり、いじめそのものを題材としていじめを予防したりすることは望ましい人間関係を築く上でも大切なことである。

### (2) いじめ予防に関する学級活動例 1

1 題材名 うれしく感じる言葉や行動

2 ねらい 他の人をほめたり励ましたり、認めたりすることが、よりよい人間関係を作る上で大切であることを理解し、具体的な行動を考える。

児童・生徒の活動	主な発問と子どもへの支援
1 クラスの状況を振り返る。	○①から③について教えてください。 ①うれしく感じる言葉や行動をあげてください。 ②いやだと思ふ言葉や行動をあげてください。 ③このクラスはどちらの言葉や行動が多いと思いますか。 ・相手の気持ちを考えた言動ができてきているかを振り返らせる。
2 これまでに嫌な思いをした言葉や行動を思い起こし無記名で提出する。	○これまでにいやな思いをした言葉や行動を思い起こして書いてください。 ・無記名で提出させるとともに、当事者の名前も書かせない。 ・教師が読み上げる。
3 「聞きたくないと思つた言葉や行動」が相手をどのような気持ちにさせるかを考える。	○「聞きたくないと思つた言葉や行動」を受けたとき、どんな気持ちになると思いますか。 ・受けた人が自分を悪く思うようになり、悲しみや不安な気持ちになる等をおさえる。 ・相手にいやな思いをさせる言葉や行動は、クラスからなくさなければならないことを理解させる。
4 「うれしく感じる言葉と行動」についてどんな効果があるかを考えながら、自分たちが実行できることを話し合う。	○「うれしく感じる言葉と行動」についてどんな効果があるかを考えながら、自分たちが実行できることを具体的にあげてください。
5 グループの意見を発表する。	○各班代表の人が話し合ったことを発表してください。
6 これからの生活について自分を振り返る。	○今日の授業で感じたことやこれからの自分はどのような行動をすればよいか考えたことを書いてください。

### (3) いじめ予防に関する学級活動例 2

- 1 題材名 いじめのない学級にするために
- 2 ねらい お互いを認め合い、協力し合える学級にするためのルールを考え、いじめのない学級を目指す。

児童・生徒の活動	主な発問と子どもへの支援
1 いじめの行為について知っていることを発表する。	<p>○いじめる子は、どんなことをするのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの行為も許されないことを理解させる。</li> </ul>
2 いじめの構造について説明を聞く。	<p>○いじめの構造について説明を聞きましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒板にいじめの構造について図をもとに説明する。</li> </ul>
3 構造を理解してどのようにするといじめのない学級になるか学級のルールを考える。	<div data-bbox="657 698 1369 1064" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">※本書「いじめとは」p1参照</p> <p>○「いじめのない学級にするためにみんなでできること」を付箋紙にどんどん書いてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各自説明しながら、ワークシートに付箋紙を貼り付けてください。</li> <li>・同じような意見は近くに貼らせる。</li> <li>・それぞれの意見を大切にさせる。</li> <li>・班で話し合って、付箋紙をグルーピングさせる。</li> </ul>
4 グループ内で話し合い、グループごとにランク付けをする。	<p>○出された意見の中から、重要だと思うものを3つ決めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでも実行できて効果的なもの、具体的なもの、分かりやすいもの等を選ばせる。</li> </ul>
5 話し合った内容を班ごとに発表する。	<p>○班の代表が班で話し合った結果を3つずつ、黒板に書いてください。</p>
6 いじめのない学級にするためのルールを決める。	<p>○すべての班からの意見をもとに、さらに重要なものを3つに絞りましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級の一員としてすべきこと、してはならないこと（ルール）を決める。</li> </ul>
7 話し合いをもとに自分を振り返る。	<p>○学級のルールをもとに、自分が心がけることを書いてください。</p>

### 3 「いじめ撲滅週間」等の取組例

本県では、平成19年度よりいじめ撲滅の取組強化について推進しているところである。各学校においては、次の取組例を参考に、各校の実態や、地域の実情を踏まえて、実効性のある取組を推進されたい。

#### (1) いじめに関する授業等

人権週間（12月4日～12月10日）に合わせるなど、いじめ撲滅週間を設定して、いじめに関する授業等を行う。

- いじめの内容を扱った道徳、特別活動等の授業を行う。
- ロールプレイングや構成的グループ・エンカウンター、ソーシャルスキル・トレーニング、ピアサポート等を実施し、人間関係づくりを強化する。
- 警察官をゲストティーチャーとして招き、「いじめと犯罪」「サイバー犯罪」等の非行防止教室を行う。

#### (2) 児童会・生徒会活動主催の活動

- あいさつ運動や昼の校内放送で、いじめ撲滅のスローガン等と呼びかける。
- 文化祭、演劇鑑賞会、学習発表会等で、いじめ撲滅に関する内容を演じたり、鑑賞したりする。
- いじめ撲滅の映画等を全校放映で視聴する。
- いじめ撲滅の標語、ポスターを募集し、掲示する。
- いじめ撲滅に関する子どもたちの作文を集会で発表する。
- 使いたくない言葉、使いたい言葉を全校生から集め、主だったものを掲示する。

#### (3) P T A との共催事業

- いじめ撲滅の講演会を実施する。
- いじめ撲滅の討論会やパネルディスカッション等を子どもを交えて行う。
- P T A と共催で、校内巡視強化週間を設ける。

#### (4) 家庭・地域への啓発

学校・学級便り等で、いじめに関する学校での取組を家庭・地域に発信する。

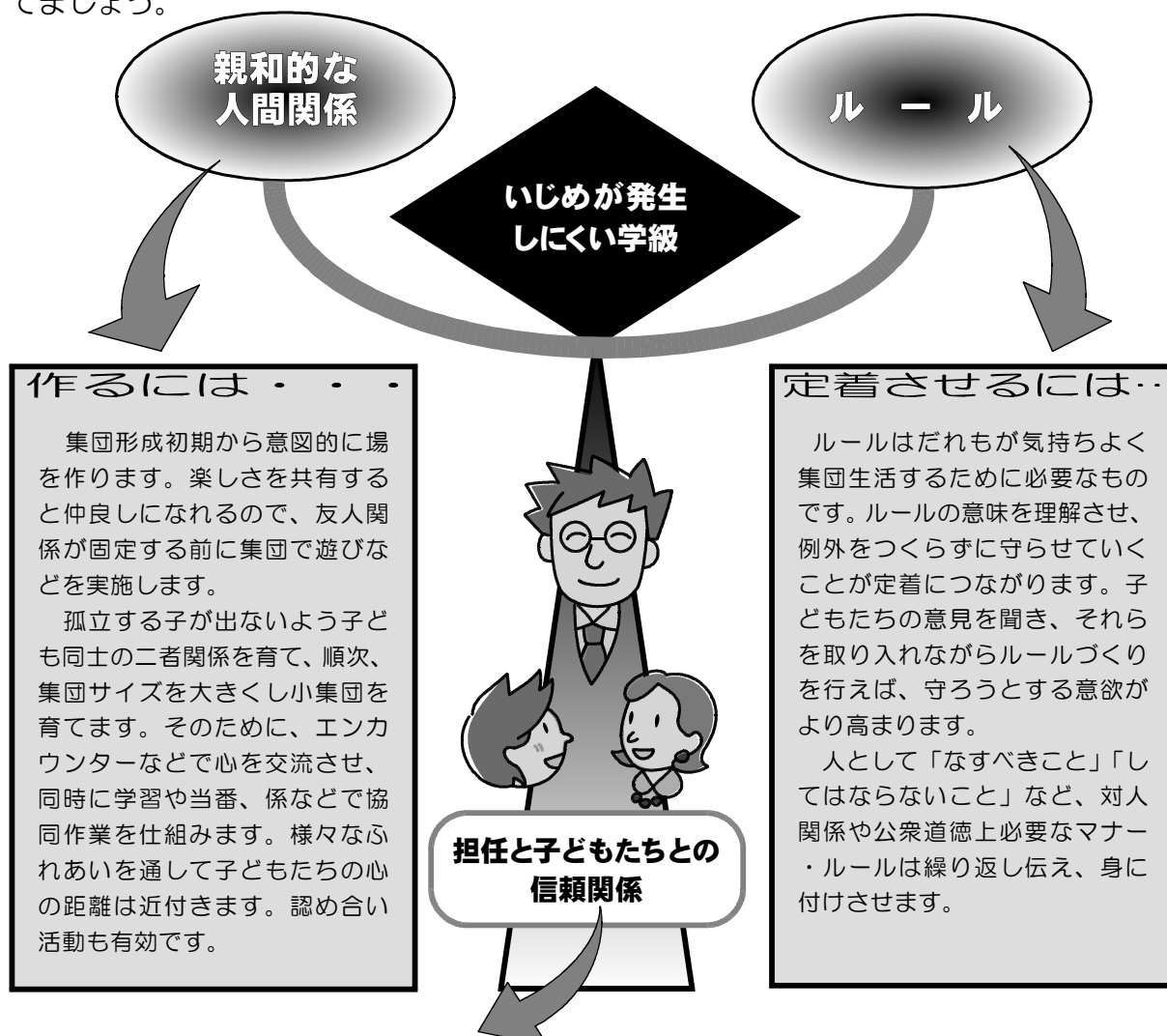
- 学級経営上の工夫を掲載する。
- いじめの内容を扱った授業の様子と主な子どもの発言を掲載する。
- いじめの内容を扱った授業参観を実施する。
- いじめが起きてしまった時の学校の対応の方針等をあらかじめ周知する。
- 家庭・地域に、いじめ防止や撲滅の協力を依頼する。

#### (5) 早期発見・早期対応の工夫

- いじめのアンケートを実施する。
- Q-U検査等の心理検査を実施し、手立てを考える。
- 生活日記指導を実施する。
- 定期教育相談の実施や随時相談の強化週間を設ける。
- 全校体制等について、いじめチェックシート等を用いて評価や改善を行う。

いじめは人間関係の中で起こります。子どもたちの主たる生活の場である学級を、いじめが発生しにくい学級集団に育成していくことは、いじめを予防するうえで重要な取組です。

親和的な人間関係と望ましいルールを両方を形成し、温かで教育力の高い学級集団を育てましょう。



## 作るには・・・

集団形成初期から意図的に場を作ります。楽しさを共有すると仲良しになれるので、友人関係が固定する前に集団で遊びなどを実施します。

孤立する子が出ないように子ども同士の二者関係を育て、順次、集団サイズを大きくし小集団を育てます。そのために、エンカウンターなどで心を交流させ、同時に学習や当番、係などで協同作業を仕組みます。様々なふれあいを通して子どもたちの心の距離は近付きます。認め合い活動も有効です。

## 定着させるには・・・

ルールはだれもが気持ちよく集団生活するために必要なものです。ルールの意味を理解させ、例外をつくらずに守らせていくことが定着につながります。子どもたちの意見を聞き、それらを取り入れながらルールづくりを行えば、守ろうとする意欲がより高まります。

人として「なすべきこと」「してはならないこと」など、対人関係や公衆道徳上必要なマナー・ルールは繰り返し伝え、身に付けさせます。

## 築くには・・・

学級経営の基盤は信頼関係です。担任は次の3点を実践したいものです。

### ・自分の心を開く

対人関係は相互理解なので、担任が子どもを理解しただけでは一方通行です。子どもに理解してもらうため、自分から心を開いて人間味を出していきましょう。子どもは担任に親近感を持ち、自分の心を開くモデルとして取り入れます。ただし、教師の役割を忘れて友達感覚にならぬよう時と場をわかまえることが肝要です。

### ・だめはだめという

指示や指導をためらわず、必要な場面で明確に行いましょう。「悪いことを注意しない」教師は信用を失いかねません。子どもは頼りになる教師を求めているのです。ただし、「あの先生は、気分屋だから…」とやらぬよう基準を普段からはっきりもつなど、首尾一貫した態度が大切です。

### ・子どもにとって少しでもプラスになるように

一人一人の子に何らかのためになることを日々実践しましょう。例えば日常のささいなことですが、目でうなずく、言葉をかける、認めたり誉めたりする、行動を意味づける等はその子に自己存在感を与えます。これは子どもを見ていないとできないことです。子ども自身に「担任はきちんと自分を見ていてくれる。担任に好かれている。」という感覚が芽生えることで信頼関係が築けるのです。



# いじめと発達課題

## 1 発達課題のとらえ方

子どもの発達には乳幼児期から青年期まで連続的なものであるが、人間が健全な発達を遂げるためには、発達の各時期に達成することが期待される課題、いわゆる「発達課題」を十分に身に付けておく必要がある。

その達成いかんによっては、その後の人格形成に様々な影響が現れ、いじめや不登校等の問題行動等にかかわる面も大きいと考えられる。

## 2 発達課題に係る資料

これまで県教委では、発達課題に係る以下の資料を「児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ」として、各学校に配付してきた。

平成14年度「不登校の解消に向けた方策について」

平成15年度「暴力行為を予防するための方策について」

平成16年度「場に応じた適切な判断力を育てるための指導・援助の在り方」

平成17年度「望ましい人間関係を構築する能力を育てるための指導・援助の在り方」

## 3 資料の活用について

発達課題は健全な成長をもたらす目安となるが、一人一人の発達状況を考慮すると、子どもの発達段階と発達課題の関係を固定的にとらえすぎることのないように注意しなければならない。また、子どもの健全な成長のためには、学校(等)、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力しながらかかわっていく必要がある。

資料を活用するに当たっては学校(等)、家庭、地域それぞれの場限定して判断するのではなく、横の連携を図り、相互作用が働くよう考慮する必要がある。また、子どもの成長はある段階で完結するものではないことから、ある段階だけで判断するのではなく各段階を見通して活用することが大切である。

いじめ等の問題に関しても、これら発達課題が適切に身に付いていないことにより加害者や、場合によっては被害者にもなりうる可能性が考えられる。特に各学校においては、学年や学級の指導目標等の中で発達課題を達成できる活動が取り入れられているかを検証するとともに、個々の児童生徒が発達課題を達成しているかを確認するなど、今後の教育活動の中に発達課題の視点を意識した系統的、発展的な取組を計画的に実施する必要がある。

## 4 人間関係を構築する能力を育成するために

次ページの資料5は、平成17年度に作成した、人間関係を構築する能力を育成するために発達段階ごとに育成することが期待される能力や態度の一覧表である。

いじめに関しても、いじめが起こったときのその場その場の対応だけでなく、日ごろから児童生徒同士及び児童生徒と教師との望ましい人間関係づくりが大切である。そのためにも、各発達段階で身に付けさせる発達課題を明らかにし、意図して指導計画に位置づけ教育活動が展開されるよう配慮する必要がある。

詳しくは上記「2 発達課題に係る資料」を参照してほしい。

## 5 発達段階ごとに育成することが期待される能力や態度

発達段階の区分	幼 児 期	児 童 期	青 年 期	
	保育所・幼稚園	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
	2～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳
人間関係にかかわる能力や態度を育成するための基盤	<p><b>信頼感の獲得</b></p> <p>自分を受け止めてくれる他者の存在による安心感と自信の基盤づくり</p> <p><b>身近な人々との社会的スキルの形成</b></p> <p>相互交差的に遊んだり、けんかや仲違いの経験を積みながら、人とのかかわり方を学ぶ</p>	<p><b>社会的スキルの拡大と深化</b></p> <p>自分の考えや感情に基づくとともに、他人の意見や集団のルールに従いながら活動を行い、人とのかかわり方や人間関係づくりのためのスキルを深める。</p>	<p><b>アイデンティティーの形成・確立</b></p> <p>自己の独自性、同一性を認識した上での、あるいは認識するための他者とのかかわりの重要性</p>	
人間関係にかかわる能力や態度	<b>発達段階ごとに育成することが期待される能力や態度の具体的内容（＝発達課題）</b>			
自 他 の 理 解 角 度	自己理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の特徴や長所、短所などに気づくことができる。</li> <li>友人とのかかわりの中で、自分の性格や特性についての理解を深めることができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の良さや個性、性格や行動様式、価値観などについて理解し、受け入れることができる。</li> <li>自分の言動が相手や他者に及ぼす影響がわかる。</li> </ul>
	他者理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分とは違う考えなどを持つ。他人の存在について理解できる。</li> <li>友人のよいところを認め、励ますことができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>相手の状況や立場などを踏まえた上で相手の心の考え方について理解・共感することができる。</li> </ul>
他 者 や 集 団 へ の 適 応 心	協 調 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>決まりや約束事に従って友人と活動することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>集団のルールや友人の意見に従って活動することができる。</li> <li>気の合わない友人であっても、ともに活動することができる。</li> <li>他人の価値観を尊重し、認めることができる。</li> </ul>
	適 応 力	<ul style="list-style-type: none"> <li>友人と一緒に遊ぶことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>友人同士の遊びや活動に積極的に入っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな環境や人間関係の中で集団活動の意義を理解し、行動できる。</li> <li>所属する集団や友人に自ら働きかけたり、自らが変化しながら、望ましい生活環境や人間関係を作ることができる。</li> </ul>
	規 範 意 識	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活上のしつけや決まりに従うことができる。</li> <li>自分たちで生活上のきまりを考えることができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>決まりやルールの意味を理解し、自ら主体的に従う態度をとることができる。</li> <li>規律の意義を理解し、自立的な態度で生活することができる。</li> </ul>
他 者 と 交 流 す る 実 践 力	表 現 力	<ul style="list-style-type: none"> <li>不快感、喜び、不満といった感情を表現できる。</li> <li>場や状況に応じた定型的なあいさつや返事、感謝ができる。</li> <li>自分の考えをみんなの前で話すことができる。</li> <li>他者の意見に対して自分の考えを言葉で表現することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の気持ちや感情を、TPOに応じて適切に表現することができる</li> <li>論理的な思考に沿って自分の考えを表現することができる</li> </ul>
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 能 力	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手からの話しかけに対する受け答えができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手の立場を考慮しながら、感情や考えをわかりやすく伝えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分と異なる意見であっても尊重し、自分の考えを伝えることができる。</li> <li>相手の考えや意見を真摯に受け止め、自分の考えを協調的・建設的に伝えることができる</li> </ul>
	問 題 解 決 能 力	<ul style="list-style-type: none"> <li>困ったことや不快なことを親や教師に伝え、援助を求めることができる。</li> <li>自分の力で困難なことを解決しようと試みることができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>問題や課題が生じた際、他者と協力しながらその解決に取り組むことができる。</li> <li>問題や課題が生じた際、友人や社会人などに協力を求めるため働きかけるとともに、主体的な態度で、問題の解決に取り組むことができる。</li> </ul>



# いじめ点検票

## 1 学校用 いじめ問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点 検 項 目		評 価 (該当に○印)	問題点や今後の 改善策等
指導体制	1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し校長を中心に一致協力体制を確立している。	A - B - C - D
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っている。	A - B - C - D
	3	いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。	A - B - C - D
	4	教員一人一人が、いじめの理解や指導法、児童生徒理解などに関する校内研修を通じて教員の資質向上に取り組んでいる。	A - B - C - D
	5	いじめのあるなしに関わらず「いじめ対策委員会」などを定期的で開催し、未然防止の取組も含めた体制を整えている。	A - B - C - D
日常的指導	6	学校全体として、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めている。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっている。	A - B - C - D
	7	学校全体として、校長をはじめ各教職員が様々な教育活動の場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めている。	A - B - C - D
	8	学校全体として、道徳や学級（HR）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われる体制をとっている。	A - B - C - D
	9	学校全体として、児童生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われている。	A - B - C - D
	10	学校全体として、児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っている。	A - B - C - D
	11	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	A - B - C - D
	12	自校の教職員は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。	A - B - C - D
直接的指導	13	いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。	A - B - C - D



点 検 項 目		評 価 (該当に〇印)	問題点や今後の 改善策等
直接的 指導	14	いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。	A - B - C - D
	15	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導が行われる体制になっている。	A - B - C - D
早期発見・ 早期対応	16	学校全体として、児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めている。	A - B - C - D
	17	いじめの把握に当たっては、学年、養護教諭など職員間やスクールカウンセラーなど学校内の専門家との連携に努めている。	A - B - C - D
	18	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応できる体制になっている。	A - B - C - D
	19	本人や保護者からいじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。	A - B - C - D
	20	校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備され、適切に機能している。	A - B - C - D
	21	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。	A - B - C - D
家庭・ 地域社会との 連携	22	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っている。	A - B - C - D
	23	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られている。	A - B - C - D
	24	教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われている。	A - B - C - D
	25	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。	A - B - C - D
	26	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	A - B - C - D
	27	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。	A - B - C - D
	28	いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はない。	A - B - C - D
	29	P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。	A - B - C - D
	30	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われている。	A - B - C - D

## 2 教職員用 いじめ問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点 検 項 目		評 価 (該当に○印)	問題点や今後の 改善策等
基 本 認 識	1 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持って指導に当たっている。	A - B - C - D	
	2 いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行っている。	A - B - C - D	
	3 いじめは、加害者と被害者だけでなく「観衆」や「傍観者」への指導も重要であるなど、いじめの構造を理解して指導に当たっている。	A - B - C - D	
日 常 的 指 導	4 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている。	A - B - C - D	
	5 道徳や学級（HR）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行っている。	A - B - C - D	
	6 児童生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言を行っている。	A - B - C - D	
	7 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を積極的に取り入れている。	A - B - C - D	
	8 自身の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	A - B - C - D	
	9 教育相談の研修等に積極的に参加するなど、いじめや児童生徒理解に関する指導力向上に努めている。	A - B - C - D	
10 日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。	A - B - C - D		
直 接 的 指 導	11 いじめが起きた場合、学級のみで解決することに固執せず、組織的な対応に努めている。	A - B - C - D	
	12 いじめを行う児童生徒に対しては、学校の指導計画に沿った適切な指導を行っている。	A - B - C - D	
	13 いじめられる児童生徒に対し、本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図っている。	A - B - C - D	

点 検 項 目		評 価 (該当に○印)	問題点や今後の 改善策等
直 接 的 指 導	14	いじめられる児童生徒に対し、教師自身のいじめ解決に向けた決意を伝え、児童生徒を徹底して守る姿勢を示している。	A - B - C - D
	15	いじめられる児童生徒に対し、継続的に心のケアに努めるなど、確実に援助・指導を行っている。	A - B - C - D
	16	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。	A - B - C - D
早 期 発 見 ・ 早 期 対 応	17	児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めている。	A - B - C - D
	18	日頃から、学年、養護教諭など職員間やスクールカウンセラーなど学校内の専門家との連携に努めている。	A - B - C - D
	19	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応している。	A - B - C - D
	20	本人や保護者からいじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。	A - B - C - D
	21	児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の実施に努めている。	A - B - C - D
保 護 者 と の 連 携	22	保護者に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級通信などを通じて、いじめに関して連携協力できる関係づくりに努めている。	A - B - C - D
	23	いじめが起きた場合、保護者との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。	A - B - C - D
	24	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、学校の方針等に基づき適切に取り扱っている。	A - B - C - D

### 3 教育委員会用 いじめ問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点 検 項 目		評 価 (該当に○印)	問題点や今後の 改善策等
学 校 の 取 組 の 支 援 ・ 点 検	1	管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っている。	A - B - C - D
	2	管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めている。	A - B - C - D
	3	学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っている。	A - B - C - D
	4	各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っている。	A - B - C - D
	5	いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っている。	A - B - C - D
	6	深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られている。	A - B - C - D
	7	いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講ずることとしている。	A - B - C - D
	8	関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っている。	A - B - C - D
教 員 研 修	9	教育委員会として、いじめの問題に留意した教職員の研修を積極的に実施している。	A - B - C - D
	10	研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っている。	A - B - C - D
	11	いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配布している。	A - B - C - D

点 検 項 目		評 価 (該当に○印)	問題点や今後の 改善策等
組 織 体 制 ・ 教 育 相 談	12	教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されている。	A - B - C - D
	13	学校・保護者が相談しやすくなるよう、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能している。	A - B - C - D
	14	教育相談の利用について、学校・保護者等の関係者に広く周知を図っている。	A - B - C - D
	15	教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知、徹底が図られている。	A - B - C - D
	16	教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っている。	A - B - C - D
	17	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られている。	A - B - C - D
家 庭 ・ 地 域 と の 連 携	18	学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進している。	A - B - C - D
	19	いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っている。	A - B - C - D
	20	教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っている。	A - B - C - D



# いじめへの取組例

～平成17年度「いじめ減少の要因」聞き取り調査より抜粋～

## 1 早期発見・早期対応のための日常的な取組

### (1) 組織的な取組の充実

#### 事例

生徒指導部会（生徒指導主事、学年の生徒指導担当教員で構成）、教育相談部会（生徒指導主事、教育相談主任、SC（スクールカウンセラー）、心の教育相談員2名、各学年の教育相談係で構成）や学年主任会（学年主任の他、状況に応じて生徒指導主事など関係職員も参加）など、生徒指導関係の会議を週3回実施している。

### (2) 教育相談体制の充実

#### 事例

年間2回の教育相談（6月、9月）を実施する前に、児童の学校生活への悩みやいじめの調査を行った。特に、9月の教育相談は、本人から相談の申し出のあった児童や担任が気になる児童に十分時間をかけた。また、11月は保護者にも希望を募り相談を行った。

### (3) 生徒のきめ細やかな状況把握と情報共有化のための取組

#### 事例

生活ノートを毎日提出させ、生徒の変化を敏感に察知するよう心がけるとともに、一人一人に応じたコメントを必ず書くことにより生徒とのコミュニケーションを図った。また、情報の共有化のため、「生徒指導ファイル」を作成し、生徒の様子や方針を記録に残して活用した。

### (4) 早期発見のための工夫

#### 事例

アンケート調査の方法を工夫し、子どもの実態を正確にとらえられるようにしている。また、「いじめられたか、いじめたか、いじめを見たか」などの他に、「明るい学校生活のために」「楽しい学校生活を送るために」等、生活全般に関するアンケートも実施することにより、生徒の実態把握に努めている。

## (5) いじめを起こさない力をはぐくむための取組

### 事例

学級経営において、人間関係づくりを重視し、年度始めや学期の始めにエンカウンターを取り入れたり、班編成において学年の共通理解で意図的なグループを編成した。

## (6) 児童生徒による取組

### 事例

『いじめは断じて許さない』という姿勢で臨み、学年で『いじめ撲滅宣言』を行い、生徒が集会や帰りの学活で宣言を読み上げている。

## (7) 保護者との連携を図った取組

### 事例

学校で取り組んでいる行事や授業の様子を定期的に保護者や地域に公開して、参観できるようにするとともに、子どもの活動の様子を学校だよりをはじめとした様々な啓発紙で地域へ発信している。その結果、地域の学校への関心が高まり、子どもの情報が入りやすくなってきている。

## (8) 教職員の資質向上のための取組

### 事例

「いじめは絶対に許さない」「いじめられている子を全力で守る」「いじめにかかわる子に対して最後まで面倒をみる」という姿勢がとれるよう、いじめの理論やいじめの対応法などの教員研修に取り組んでいる。

## 2 いじめが起こった際の対応

### (1) 学校全体での組織的対応

### 事例

「いじめ対策委員会」を年間計画に位置付けて定期的を開催している。また、問題発生（未然防止の観点も含めた）時には、随時開催している。構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、児童指導主任など、固定的なメンバーに加え、担任、養護教諭など、その事例によって決めている。

## (2) いじめの基本認識の徹底

### 事例

いじめに関する情報を得た場合は、「いじめを受けた側」のケアを最優先して早期対応するとともに、「いじめている側」へも自分の行為の意味をよく理解させ、自らを反省し、同じことを繰り返させないことを徹底して指導した。

## (3) 保護者との連携

### 事例

いじめがあったとき、教職員による組織的な聞き取り調査を実施し、さらに当該学年の臨時保護者会を開催した。保護者会の開催に当たっては、アンケート等の客観的なデータを生かしながら、現状を伝え、個人攻撃にならないよう、よりよい学級を目指すため保護者に協力を求めた。  
その後、授業参観を実施し、「悪口について考える」授業を展開した。

## 3 まとめ

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応の在り方について、工夫ある取組として、児童の実態把握や児童生徒理解の方法について、アンケートや日記指導、教育相談、子どもとの共遊など、できる限り細かに把握するような体制づくりに努めている。その結果や日常観察の様子、事故が起きた場合の対応など、いかに教職員間で共通理解するかが最大のポイントである。
- (2) 「いじめ対策委員会」など、既存の校内組織をいかに機能させるかも重要となる。対応方針を決定した後の指導・援助を担当だけに任せず、校長のリーダーシップの下、組織的・系統的に対応することが、いじめ減少につながっている。
- (3) 子どもたちは、外見ではわかりにくいのが、様々な悩み、不安やプレッシャーを感じている。教職員は、できる限り児童生徒の内面を理解するため、定期の教育相談週間の開催及びチャンス相談の実施、アンケート調査による実態把握に努めることが大切である。
- (4) 達成可能な小さな目標を月ごとに設け、その評価を児童生徒にフィードバックしたり、一人一人のよさを発見し認めたりして、自己肯定感を高める取組なども行っている。
- (5) 何かあったときには家庭訪問を基本に対応している学校が多い。さらには、地域行事への参加などを通して、日ごろからお互いが話しやすい関係づくりを心がけている。地域のボランティア等、外部人材の活用も多く見られた。教科指導の他にも総合的な学習の時間や学校行事等に参加してもらい、開かれた学校づくりを推進していくことが望まれる。
- (6) これまでに栃木県教育委員会が、生徒指導資料や各種リーフレットを通じて示してきたものを生かした各学校での地道な取組が重要である。





## 主な参考文献

### 1 文部科学省等

● 「いじめ問題に関する総合的な取組について」	児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議(H8.7)
● 「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくりーぬくもりのある学校・地域社会を目指してー」	子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議のまとめ(第1次)(H19.2)
● 「不登校といじめ問題の解決のために」	独立行政法人教員研修センター(H19.2)

### 2 栃木県教育委員会等

● 「いじめの予防と解決への組織的対応」	栃木県総合教育センター(H12.3)
● 「『いじめ』の解決・再発防止ー組織的対応の確実な実践を目指してー」	栃木県総合教育センター(H12.7)
● 「児童生徒指導の指針 心豊かな栃木の子どもを育てるために」	栃木県教育委員会(H12.9)
● 「児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料」	栃木県教育委員会(H14.2)
● 「学級・ホームルーム担任のための教育相談 第5集 いじめへの対応」	栃木県総合教育センター(H5.3)
● 「学級・ホームルーム担任のための教育相談 第8集いじめへの対応(2) 1ーいじめ再考ー」	栃木県総合教育センター(H8.3)
● 「学級・ホームルーム担任のための教育相談 第12集 リストカット・自殺企図・摂食障害の理解と対応」	栃木県総合教育センター(H16.3)
● 「学級・ホームルーム担任のための教育相談 第15集 いじめへの対応(3)」	栃木県総合教育センター(H19.3)

### 3 その他

● 「学級崩壊 予防・回復マニュアル」	河村茂雄著 図書文化
● 「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」	東京都立教育研究所
● 「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業 生徒指導充実のための道徳教育実践事例集」	広島県教育委員会
● 「豊かな心をはぐくむために」〈いじめの発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム〉	東京都江戸川区教育委員会(H18.11)
● 「子どもの叫びが聞こえますか いじめへの対応」	北海道立教育研究所(H9.3)
● 「いじめの早期発見・早期対応の手引ー小・中学校編ー」	福岡県教育委員会(H19.3)

## 【いじめ対応マニュアル】

発行年月 平成19年9月

発行者 栃木県教育委員会

作成 栃木県教育委員会 学校教育課 児童生徒指導推進室  
各教育事務所 いじめ・不登校等対策チーム  
栃木県総合教育センター 教育相談部

### 〔児童生徒指導推進室〕

室長 石川 栄 壽  
副主幹 日向野 勝  
指導主幹兼  
社会教育主幹 柳田 伸二  
指導主幹 伊澤 雅幸

### 〔栃木県総合教育センター〕

指導主幹 梅澤 圭子  
指導主幹 手塚 幸子

### 〔教育事務所〕

副主幹 手塚 宏行  
指導主幹 湯澤 信  
副主幹 小林 洋一  
指導主幹 関口 哲夫  
副主幹 築瀬 のり子  
副主幹 大平 功  
指導主幹 大金 仁  
副主幹 大島 一彦

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号

TEL 028-623-3359



## いきいき栃木っ子3あい運動

—学びあい 喜びあい はげましあおう—



## 「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動

—うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来—

- 人に迷惑をかけることは「ダメ」と言おう
- 「あいさつ」の輪を広げよう
- 「本の時間」をつくろう

R70

古紙配合率70%再生紙を使用しています